

平成26年第2回東大和市議会定例会会議録第14号

平成26年6月9日（月曜日）

出席議員（22名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 森田真一君  | 2番  | 西川洋一君  |
| 3番  | 尾崎利一君  | 4番  | 実川圭子君  |
| 5番  | 二宮由子君  | 6番  | 大后治雄君  |
| 7番  | 和地仁美君  | 8番  | 関野杜成君  |
| 9番  | 中村庄一郎君 | 10番 | 根岸聡彦君  |
| 11番 | 押本修君   | 12番 | 蜂須賀千雅君 |
| 13番 | 関田正民君  | 14番 | 関田貢君   |
| 15番 | 森田憲二君  | 16番 | 尾崎信夫君  |
| 17番 | 東口正美君  | 18番 | 中間建二君  |
| 19番 | 御殿谷一彦君 | 20番 | 佐竹康彦君  |
| 21番 | 床鍋義博君  | 22番 | 中野志乃夫君 |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 関田新一君 | 事務局次長 | 長島孝夫君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君  | 主事    | 吉川和宏君 |
| 主事   | 須藤孝桜君 |       |       |

出席説明員（29名）

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 市長      | 尾崎保夫君 | 副市長    | 小島昇公君 |
| 教育長     | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 並木俊則君 |
| 企画財政部参事 | 田代雄己君 | 総務部長   | 北田和雄君 |
| 総務部参事   | 鈴木俊雄君 | 市民部長   | 関田守男君 |
| 子ども生活部長 | 榎本豊君  | 福祉部長   | 吉沢寿子君 |
| 福祉部参事   | 広沢光政君 | 環境部長   | 田口茂夫君 |
| 都市建設部長  | 内藤峰雄君 | 学校教育部長 | 阿部晴彦君 |
| 学校教育部参事 | 石井卓之君 | 社会教育部長 | 小俣学君  |
| 秘書広報課長  | 鈴木尚君  | 総務管財課長 | 東栄一君  |

納税課長 中山 仁 君  
市民部副参事 小川 泉 君  
福祉部副参事 長瀬 正 人 君  
ごみ対策課長 松本 幹 男 君  
都市計画課長 神山 尚 君  
社会教育課長 村上 敏 彰 君

産業振興課長 乙幡 正 喜 君  
市民生活課長 田村 美 砂 君  
環境課長 関田 孝 志 君  
環境部副参事 中野 哲 也 君  
学校教育部  
副参事 小坂橋 悦 子 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時40分 開議

○副議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○副議長（関田正民君） 開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員長 森田憲二君 登壇〕

○議会運営委員長（森田憲二君） おはようございます。

開会前に議会運営委員会が開催されましたので、内容の御報告を申し上げます。

会議時間についてであります。

本日並びに明日につきましては、本来議会運営委員会で申し合わせ事項がございます、午後4時半を過ぎた場合、新たな質問者に入らないということになっております。これを撤廃しまして、本日また明日に限り、4時半以降についても新たな指名者を出すということで決まりました。

以上でございます。

議長において、よろしく御配慮のほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員長 森田憲二君 降壇〕

○副議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 一般質問

○副議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

#### ◇ 押本 修君

○副議長（関田正民君） 通告順に従い、11番、押本 修議員を指名いたします。

〔11番 押本 修君 登壇〕

○11番（押本 修君） おはようございます。

11番、押本修です。通告に基づきまして一般質問させていただきます。

まず1つ目です。市内小中学校における国際教育と東大和市の国際交流について伺いたいと思います。

①としまして、学校における現状について。

ア、教育委員会が各学校に対して推進しているものはあるのか。

イ、具体的に国際交流を実施している学校はあるのか。

ア、実施内容について。

イ、実施している学校に対する支援は。

②といたしまして、今後やるべきことは何か。

③といたしまして、東大和市の国際交流とは。

ア、現在の活動は。

イ、今後の展開についての考えは。

ウ、市民レベルでの国際交流に対する支援の考えはあるのか。

次に、2番目、落書きについて伺いたいと思います。

①といたしまして、市内の至るところで急激に落書きが目につくようになっていますが、市としての対応は考えられないのかお伺いしたい思います。

3番目、市の広報掲示板について。

①改修の予定はどうなっているのか。また現在の配置場所と数は適切と考えるか。

以上、ここでの質問はここまでです。あとは自席にてよろしくお願ひいたします。

[11番 押本 修君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、市内小中学校における国際教育についてであります。国際化が進む現代の社会においては、子供が国際関係や異文化を理解することや自国の伝統や文化を正しく理解することが重要であります。また国際社会の一員としてみずから進んで行動しようとする態度を身につけるために、主に総合的な学習の時間において教育活動を進めております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、具体的に国際教育を実施している学校についてであります。市内の各学校では、国際社会に生きる日本人としての自覚を深め、世界の人々から信頼され、尊敬される日本人の育成を目指し、主に総合的な学習の時間を活用して国際理解教育にかかわる教育活動を進めております。外国の学校と交流活動を行ったり、海外に派遣された教員の話の聞いたりする活動を行っている学校もございます。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、今後の国際教育についてであります。児童・生徒が将来国際社会で活躍する人材となるためには、まず第一に自国のよさを認識し、誇りに思う気持ちを育む教育を推進することが重要であると考えております。また自分の考えをはっきりと表現し、相手と気持ちを通い合わせることができるコミュニケーション能力の育成も必要であります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市の国際交流の現在の活動についてであります。在住外国人が住みやすい地域づくりへの支援や市民が国際理解を深められる講座などを継続して実施しております。

詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、国際交流の今後の展開についてであります。国際理解の推進を図るため、今後とも、外国の文化や習慣を理解し、外国人も暮らしやすい地域づくりに引き続き努めてまいります。

次に、市民レベルでの国際交流に対する支援の考え方についてであります。国際交流は、広い国際的視野や国際協調の感覚を身につけられるため、大変意義深いものと認識しております。市民の自発的な交流への支援について、市としてどのような支援が考えられるか、今後も検討してまいりたいと考えております。

次に、落書きに対する市の対応についてであります。市内の環境浄化活動につきましては、東大和警察署、東大和市防犯協会、市の3者が連携して実施しております。また地域の安全のため、東大和市防犯協会及び各自主防犯団体に自主的な防犯パトロールをしていただいております。

平成25年度は、環境浄化活動の一環として、落書き消し活動を9月と10月に上北台地区を中心に実施いたしました。また上仲原公園の壁画作成を第六小学校と第三中学校の児童・生徒と一緒に実施し、犯罪を起こさない美しいまちづくりに努めました。

次に、広報掲示板の改修と配置場所等についてであります。平成25年9月に行った広報掲示板の総点検の結果をもとに取りかえ工事並びに修繕を実施する予定であります。

現在市内には、平成26年に4月に開所しました玉川上水地区集会所への設置を含めて29カ所に広報掲示板を設置しております。

今後も市内各地域の人口動態も考慮しながら、官公署や市民団体の情報をお伝えする手段の一つとして適切に配置を考えてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○**教育長（真如昌美君）** 市内小中学校における国際理解教育と東大和市の国際交流について、教育委員会が現在推進している事業についてでありますけれども、まず今年度から外国語活動の充実を図るために、小学校5年生、6年生において外国語指導助手ALTの派遣時間を1学級当たり2時間ふやし、年間1学級当たり18時間の派遣といたしました。

次に、新規事業として中学生を対象とした小中学生アメリカン・サマーキャンプを実施いたします。

この事業は、昭島市、国分寺市との共催により、7月24日から7月26日まで、2泊3日の予定で生徒が主に英語で生活することを通して異文化を理解し、世界の人々と協調して生きていく力を身につけさせるとともに、英語を進んで話そうとする意欲を高めていこうとすることを狙うものであります。さらに、本年夏には中学校英語教諭の教科指導をさらに引き上げることを目指しまして、民間が実施する英語教育研修会への派遣を行います。

次に、具体的に国際教育を実施している学校はあるのかについてであります。現在国際理解教育はさまざまな教科で学習を進めております。その中で、国際交流という視点での具体的な実践につきましては、第二小学校において、ドイツの小学校と学校行事の紹介や児童の作品交流などを実施し異文化理解に結びつけております。また教育委員会が異文化理解の機会を学校に紹介し、今年度新たにASEAN諸国の方を学校に招き、文化や生活習慣について学ぶ機会を準備中であります。

次に、今後取り組むべきことにつきましては、まず自国の伝統や文化を理解することが重要であり、郷土愛がその基盤となります。今後も郷土に関する学習を教材として取り上げ、体験的な学習を進められるよう学校を支援してまいります。

また国際交流に必要なコミュニケーション能力の育成につきましては、現在各学校で取り組んでいる言語活動の充実とあわせ、さまざまな機会を通じて育成してまいります。

今後は都内小中学校の先進的な取り組みや交流に関する情報を各学校に提供するなど、国際理解教育が一層推進できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 東大和市の国際交流の現在の活動について御説明申し上げます。

在住外国人が住みやすい地区づくりとして、市民のボランティアによって日本語学習の支援をしていただいております。一緒に学習活動を行うことによって、言葉を学ぶだけではなく、相互の文化の交流なども図られていると聞いております。

また市が実施する事業等におきまして通訳を必要とするときには、市民が登録する通訳交流員を派遣しております。また市民が国際理解を深められるよう、東大和市在住のJICA青年海外協力隊員が帰国した際には、

派遣国の文化や活動内容などを報告する機会を持っております。

そのほかにも、外国に滞在したことのある市民等からその国について紹介していただき、市民がより国際理解を深めることができるよう事業等を実施しております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 御答弁ありがとうございました。

私の一般質問通告の1番、市内小中学校における国際教育と東大和市の国際交流について及び2番目の落書きについて、以上2件に係ります資料を配付したいと思うんですが、御許可のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（関田正民君） ただいま押本修議員より申し出がありました資料の配付について、これを許可いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前 9時53分 休憩

---

午前 9時55分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（押本 修君） 貴重なお時間ありがとうございました。ちょっと内容に自信がないので、配りもの勝負でいこうかなと思ひて、済みません、よろしくお願ひいたします。

まず1番目の国際教育のほうから再質問させていただきます。

先ほども御答弁いただきました。ありがとうございました。

この国際教育につきまして、文部科学省のホームページを見ますと次のようなことが書いてあります。いろいろ相当長く書いてあるんですが、要約しますとこんなことが書いてます。

国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけではなく、みずからが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要であるとしています。

また特に初等・中等教育段階においては、全ての子供たちが異文化や異なる文化を持つ人々を受け入れ、共生することのできる能力を持ち、みずからの国の伝統や文化に根差した自己を確立するとともに、みずからの考えや意見をみずから発信し、具体的に行動することのできる能力を身につけることができるようにすべきとされています。

これは、先ほど市長のほうから御答弁、また教育長のほうから御答弁をいただいた部分なのではないかというふうに思ふ次第であります。

そこで、先ほど御答弁にありました、当市では初めての試みであります7月24日から実施予定の中学生アメリカン・サマーキャンプにつきまして、実施内容につきまして具体的に確認をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） ありがとうございます。7月24日から実施される中学生アメリカン・サマーキャンプについてでございますが、こちらは昭島市と国分寺市、今回共催させていただくんですけれども、この2市が先行実施をしております、小学生対象に実施をしたところ大変効果的であったというようなことの御報告を受けております。

具体的な内容としましては、まず英語を使った活動として、アメリカ人カウンセラー、こちらはトレーニン

グを受けたアメリカ人の学生が担当するわけなんですけれども、このカウンセラーとの交流を通じて、互いに文化、習慣等について学ぶということがまずございます。

またグループディスカッションなどを通して語学力やリスニング力、聞き取る力を高めていくというようなこと、また英語を使った遊びを行ったり、ゲームやスポーツを楽しむ機会がございますので、アメリカ人のカウンセラーとともに、ほかの市から参加をする子供たちとの交流も図ることができるというような内容となっております。

また2泊3日共同生活を行ってまいりますので、朝の集いから食事、そして入浴、就寝まで、常にこのアメリカ人のカウンセラーとともに行動をしていきます。また一緒に参加する昭島市や国分寺市の中学生とともに団体生活を送ることになっておりますので、こちらでも交流が深められるというふうに考えております。

以上でございます。

○11番(押本 修君) ありがとうございます。

まさに3日間、いわゆる英語漬けにするというような形かなというふうに思います。7月24日実施ということですので、もうこれは既に募集等が行われてるというふうに思うんですが、その辺の市側のいわゆる募集に対して応募が今どういう状況で、実施に向けてどういうふうになってるのか、その辺御説明のほうをお願いします。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) 本市の受付は6月2日月曜日から参加申し込みを今受けつけているところでございます。先週末、6月6日金曜日現在でございますが、9名の参加申し込みをいただいているところでございます。13日金曜日までが参加申し込みの受付ということになっております。友人関係や部活動のことを含めて今検討しているという生徒がいるというような話も学校から聞いておりますので、再度学校に働きかけをいたしまして、生徒の積極的な参加というものを促していきたいと考えております。

以上でございます。

○11番(押本 修君) もっと応募が殺到してるのかなというふうに期待をしたところなんですが、ちょっとまだそこは、もしかしたらアナウンスが足りてない部分もあって、浸透してないということももしかしたらあって、これが2年目、3年目になるとまた違う形になるのかなというふうにも思います。

先ほど教育長の御答弁の中で、小中学校アメリカンサマーキャンプっておっしゃってましたけど、うちは中学校ですよ。中学生対象でよろしいんですよ。当市について、済みません。

○教育長(真如昌美君) 先行されている他の昭島市、国分寺については小中学校ですけども、本市においては初めてお声がかかりまして、とりあえず中学校からということでございます。

○11番(押本 修君) ありがとうございます。

それで、先行して実施をしている昭島、国分寺ということなんですが、先ほども非常に効果的であったということで、当市もことし実施ということのお話がありましたが、もう少しその効果について、先行している市がどんな形で効果について報告されているか、その辺もう少し詳しくお願いいたします。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) 先行している市のほうに問い合わせをして、どのような効果があったかということをちょっと確認をさせていただきました。

まず初め集まったときには、なかなかコミュニケーションをとるのに積極的になれない子供たちも、アメリカ人のカウンセラー、またほかの市から参加した子供たちとかかわりを持つことによって、本当に最終日には積極的にコミュニケーションを自分からとろうとしていくような、そんな力が高まっているというような御報

告をいただきました。

またこのキャンプの中で、キャンプファイヤー、ダンスパーティーなどが行われるというような予定があるんですけども、アメリカだけではなく、世界各国の音楽を活用してダンスパーティーなども行われるということで、アメリカだけではなく、外国の各国の文化に触れて、それを理解する大変よい機会となったというようなお話も伺っております。

以上でございます。

○11番(押本 修君) うちの場合は中学生ということですので、もう少しそこは最初からそういう意識を持って多分参加をされる子供のほうが多いでしょうから、スムーズな入り込みができるのかなというふうに思いますので、ぜひ結果を出していただきたいと思います。

それで、その参加した中学生、子供たちの声がまたほかの子供たちにも届いて、来年以降、当然1年限りということではなく、来年以降も恐らく考えていらっしゃると思いますので、いい形でそれが子供たちの興味を呼んで、参加者がふえる、絞るのに困るくらいになるような形に持って行ってほしいというふうに思います。ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

今さらの話なんですけども、今、小学校でも5・6年生には英語の授業という形でされているというふうに聞いてます。これがちゃんとしたいわゆる教科としての授業であるのかどうかということがまず1点。

それから、どんな形で授業がされているのか。それを、中学校であれば英語の先生が担当するわけなんですけども、今の小学校5・6年の英語の授業に関してどなたが担当されてるのか。また先ほどの教育長答弁にあったんですが、ALT、外国語指導助手が入られてるということなんですけども、この辺も、その方がどんな立場で、どんな方がされてるのか、その辺説明のほうよろしくお願ひいたします。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) 小学校で行われておりますいわゆる英語ですけども、そちらは教科ということではなく、外国語活動として実施をされております。小学校5・6年生でそれぞれ年間35時間の実施ということになってございます。主に学級担任が文部科学省が発行しております「Hi, friends!」という教材を活用いたしまして、英語を使った挨拶、そして歌やゲームを取り入れて、児童が英語によるコミュニケーションを楽しめるようにするというような授業内容で進めております。今年度はこの「Hi, friends!」の内容に沿った授業が充実できますように、授業で使用できるような音声のCDまた掛け図などを購入いたしまして各小学校に配付をしたところでございます。

また外国語指導助手ALTの派遣については、こちらは業者のほうに委託をしておるところでございます。派遣につきましては、まず日常生活において日本語が話せる方であること、それから英語を母国語とする外国籍を有する方であること、また担当の教員と打ち合わせなど積極的な提案・助言が行える力のある方であること、このようなことを条件として派遣をお願いしてるところでございます。

以上でございます。

○11番(押本 修君) やはり小学校の授業についてはいわゆる教科ではなく、先ほどの外国語活動という形でされているということなんです。わかりました。ありがとうございます。

それで、外国語指導助手のことなんですけども、今こういう条件でというお話をいただきましたけども、実際に入られてる方というのはどういう、当然外国の方ですよ。英語を母国語にされてるということでもよろしいんですよ。例えば留学で日本に来ている学生さんであったり、いろんな方が日本にいらっしゃると思うんですが、具体的に主にどういう方が入られてるのか、その辺よろしくお願ひいたします。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 具体的には、学生ということではなくて、日本にお住まいになっていて、この派遣会社に登録をし、しっかりと勤務ができるというような条件のもとで契約をされてる方でございます。以上でございます。

○**11番（押本 修君）** 要するに、しっかりと仕事としてそれはされているということによろしいですね。ありがとうございました。

今現在は小学校の英語授業というのは教科ではなく、外国語活動という形での英語の授業ということのようなんですが、今後この小学校の英語授業というのは一体どういうふうになっていくのか。特に、今は5・6年生が外国語活動という形の授業なんですが、これが特に低学年もそうなんですが、果たして教科としてなっていくのか、それからあと今後中学校の英語の授業を英語でやるという話も聞いておりますので、その辺、今後の英語の授業がどんなふうになっていくのか、その辺確認のほうをさせていただきたいと思います。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 現在この英語の授業のことについてでございますけれども、教育再生実行会議または文部科学省内に英語教育の在り方に関する有識者会議というものが設置されておりまして、そちらで議論がされているところでございます。今後小学校における英語教育の充実についていろいろ議論が進められているところでございますので、教科化も含めて今検討がされているという段階でございます。

また低学年への英語教育、それからあと今質問にございました英語を使った中学校での授業ということも、今後いろいろと国の動向や、または都のあり方なども出てくると思いますので、そちらをしっかりとこちらも注視をしながら本市の英語教育の充実というものに努めてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○**11番（押本 修君）** 我々の時代は中学校から英語が普通スタートはしています。ただ、今の時代は小学校の高学年で、教科ではないけども外国語活動という形で英語を早目に取り込むような時代になっています。

ちなみに、もう小学校で多少の英語をやるということがわかってるということは、もしかしたらその前の未就学の状態でも何らかの形で英語をやっているのかなというような気がするんですが、その辺、未就学児が、それは通われてるところによっていろいろあるとは思いますが、やっているとすれば、未就学児の英語教育について実施してる状況があれば説明のほうお願いしたいと思います。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 私のほうからは、市内の幼稚園とか保育園の状況を御説明したいと思います。

市内、幼稚園が3園、それから認可外施設で幼稚園類似施設というのが1園ございまして、両方で4園ございます。そのうち2つの園でやっているとということでございます。内容につきましては、テレビ教材でやるところとか、あと実際に先生の前でやるというところで、毎日やるところとか、あと月に2回程度やっているとというような状況のようでございます。

それから、保育園につきましては今年度16園ございますけれども、そのうち6つの園で実施をしているところでございます。対象年齢は四・五歳が大体でございまして、1つの園では3歳児からやっている、講師につきましては外部の日本人教師を雇用しておりまして、頻度は週1回から月一、二回というような状況のようでございます。

以上です。

○**11番（押本 修君）** ありがとうございました。やはり何らかの形でやっているとところが多いのかなというふうに確認させていただきました。

こんな形で英語教育の低年齢化といいますか、小さいうちからなれさせようという動き、そして中学校での

英語の授業が英語で行われるのではないかというようなその検討の背景なんです、これには、2020年の東京オリンピック開催を見据え、これまでの英語教育である受験的な英語ではなく、外国人とのコミュニケーションをするための英語教育に転換していくという文部科学省の考えがそこにははっきり見えるのではないかと思います。

昨年9月に東京が2020年オリンピック・パラリンピック開催地に決定しました。これから6年にわたる準備期間を経て平和の祭典を迎えることとなります。

現在の小学校高学年や中学生は、開催時には二十前後となっており、観戦者としてのみならず、選手として、またはボランティアなど、大会を支える側として参加する可能性を持っています。2020年東京大会が成功するかどうかは、約8万人は必要ではないかと言われているボランティアを含めた大会関係者がオリンピック・パラリンピックの理念についてしっかりと理解し、彼らが積極的にかかわることが不可欠であると考えられています。

そこで、今回の一般会計補正予算にありましたオリンピック推進校事業とオリンピック教育について御説明願いたいと思います。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 東京都教育委員会では、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の決定を踏まえまして、オリンピック教育を推進するに当たり、オリンピック教育推進校というものを指定をして実施をしているところでございます。

本市におきましては、第五小学校と第二中学校が都からの指定を受けましてオリンピック教育推進校としての活動を推進してまいります。

その取り組みの内容ですが、必ず推進校として指定された場合には取り組まなければいけない内容として、まず一つとして、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、そして理念などを学習する取り組みを行うこと、2つ目といたしましては、オリンピック・パラリンピックに参加した世界の国々や地域の文化や歴史等の学習や身近に住んでいる外国人との交流等による国際理解を深める取り組みを推進すること、このようになってございます。

以上でございます。

○**11番（押本 修君）** ありがとうございます。

今、五小と二中のほうで、これは校長先生が手を挙げられて推進校に指定されたということでよろしいんですね。まだこの時期ですので、何らもしかしたら具体的なことというのは未定の部分が多いのかもしれませんが、わかっている範囲で結構なんです、五小、二中、それぞれが校長先生のお考えでどんなことをされる予定なのか、わかっている範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** まず第五小学校でございますけれども、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、そしてその競技の種類、それから今までの記録について児童が調べ学んでいくというような学習をする予定でございます。またオリンピック・パラリンピックに参加した国の歴史や文化を調べて日本との違いを知る、そして、留学生を学校に招いてその国のスポーツの取り組み方などを聞いて、やはり我々日本とどう違うのかというようなことを比較するというような学習を予定してございます。

また第二中学校におきましては、保健体育の授業を通しまして、やはりオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念等についての学習を進めてまいります。二中におきましても実際に留学生に来てもらいまして、その留学生の方の国や地域、そして文化や歴史について学習を進めていく予定であると聞いております。

以上でございます。

○11番(押本 修君) ありがとうございます。まさに国際教育、国際的な考えを子供たちに中学生のうちに芽生えさせるいい機会かなというふうに思います。

これまでの日本のオリンピック教育で特徴的なものでは、1998年の冬季長野大会での試みが挙げられます。

1991年のI O C総会にて開催が決定した後の1994年2月、長野オリンピック・パラリンピックの基本構想の中に子供たちのオリンピック協議会への積極的参加を促す方針が示されたことから、当時の長野国際親善クラブ会長の小出博治氏が、子供たちの国際感覚を育てる運動、ワンスクール・ワンカントリー、一校一国運動を提案しました。この考えを当時の長野市長と教育長が支持したことから、翌年1995年、長野市校長会で一校一国運動に取り組むことが決まり、各校の交流相手国が決定、長野市の75校に及ぶ小中学校による一校一国運動が開始されました。

2年間に及ぶ交流活動ですが、まずは交流相手国の歴史や文化の学習、日本在住の相手国の方を招いての交流から始まり、その後には、相手国の学校と手紙、絵画、ビデオレターなどの交換で交流を続けました。実際、オリンピック・パラリンピック競技会の折には、選手、役員を学校に招いての交流、試合への応援などが展開されました。

オリンピック・パラリンピック閉会後のアンケート調査によりますと、この一校一国運動に参加した児童・生徒は、参加しなかった児童・生徒より友好意識、平和意識、異文化理解の意識の点でより高い数値を示したそうです。

長野市における一校一国運動は、その後のソルトレイクシティ冬季大会、トリノ冬季大会、北京大会、さらにはことし2月のロシアのソチ冬季大会でも継続して実施されました。

長野大会から15年、各学校では、総合的な学習の時間に平和教育や国際理解教育として取り組んでおり、長野市において継続している学校からは、多くの児童・生徒が海外に目を向け、海外に関心を持って人生を送っている人が多いと聞いています。2020年東京大会へ向けても、この一校一国運動が日本全国で行われることを願いたいものであります。

この一校一国運動につきまして、教育委員会ではどんな御認識を持っていらっしゃいますか。御存じの範囲で結構です。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) ありがとうございます。長野オリンピックから始まって、本当に1つの国と1つの学校が交流を進めるということは大変意義のあるものというふうなことで、東京都もオリンピック教育読本などを出しまして、児童・生徒へのそれぞれのオリンピックに対する意識というものをずっと高めてきてるところでございます。

もちろん、まだ今後どのように東京都が取り組みを進めるかという具体的などころまではこちらにはなかなかまだ伝わってきてはいないんですけども、もしそういう活動がなされるということになりますれば、オリンピック教育推進校だけではなくて、いろいろな学校に働きかけをしながら国際交流というものも進めていくのは大変意義のあるものかと、そのように考えております。

以上でございます。

○11番(押本 修君) この一校一国運動は長野がきっかけになっているんですが、その後のオリンピックの開催国で同様の動きが続いて起きています。開催国がオリンピックに参加する世界各国の国とやはり学校同士の交流というのが、開催国が決定するたびにその開催国で続いているという話も聞いております。

そこで、現在国際教育、国際交流、これを実践している市内小中学校の事例につきまして、先ほども御説明ありましたが、再度教えていただきたいと思います。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** まず国際教育を実施している、具体的な交流を実施している学校でございますけれども、本市におきましては第二小学校、それから今年度から第五小学校もそれぞれ外国の小学校等と交流をするということで進めております。

まず第二小学校におきましては、児童の活動の様子や作品を写真に撮りまして、それを交流校の小学校にお手紙を添えてお送りして、交流先の学校からも作品を送ってもらうなどの交流を行っております。第二小学校におきましてはドイツの小学校との交流が続けられております。

また第五小学校におきましては、この第二小学校が行っておりますドイツの小学校との手紙、それから作品交流をこじしは始めていくと。またASEANの留学生に学校に来てもらいまして、その国の紹介などをしてもらうというような予定を聞いております。

交流によりまして外国の文化に触れ理解することができるというのは大変よい機会でございますので、教育委員会といたしましても、今後もオリンピック教育推進校の活用なども含めて、校長会を通して国際理解教育の推進については働きかけていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○**1番（押本 修君）** ありがとうございます。

そこで先ほどの資料をごらんいただきたいんですけども、手書きで2014年3月13日付というふうに書いてある1枚、ペラ1の資料をごらんいただきたいと思います。

今、二小の事例のお話がありましたけれども、昨年3月から第二小学校はドイツの小学校との交流を開始しております。1年たちまして、いろいろとその状況が周りに知れるようになったそうです。これは、二小が交流してるのはドイツのヘッセン州オーバーウルゼルの地元の紙、オーバーウルゼラーウーシェ紙にその交流のことが掲載されました。現地の方が載ってましたということで私のもとにこれは送ってくれた資料です。その下がドイツ語の日本語訳になってます。ちょっと読み上げます。

「アムウルゼルの小学校が日本と交流。すばらしい伝統の始まり。東大和市の小学校とアムウルゼルの小学校のクラスが交流を続けている。他の文化や学校生活を知ることが目的。この2月、東京都の西方30キロに位置する東大和市の代表者がアムウルゼルの小学校の校長を訪問し、2度目の交流が実施された。今回のテーマは四季。学校制度の相違も非常に興味深い。というのは、日本では小学校は6年生までである。」

ドイツでは小学校は4年で終わりです。日本の5年生に当たる年からは、将来の進路を見据えた学校に小学校5年生から進むのがドイツの学校のルールになってます。

「特にオーバーウルゼルの4年生は夏にはどのような進路が待ち受けているのか、とても緊張している。ブリジッドゼンダー校長はこのように生き生きしたテーマを教材として扱うことができるのはすばらしく、4Aのクラスはテーマ四季に照らし合わせ、5番目の四季としてファッシングを題材として取り上げたポスターを渡し、日本へ文化的な挨拶を送った。」

ちょっと訳が変で、日本語としては後半ちょっと意味がわからない部分があるんですが、大体理解していただけたというふうに思っております。

このように、東大和市内の小学校が独自の判断で海外の学校と交流を開始し、相手国の地においてもしっか

りと認識される状況になっていることにつきまして、教育委員会としてはどんな評価をされますか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 東大和市の学校教育の振興基本計画におきましても、国際理解、国際教育というところにも重点を置いていこうということが打ち出されております。また、先ほど来お話もごさいますが、国におきましても国際社会に生きていく、そういう子供たちにどういう力を身につけさせるかということが議論され、また提言もされているということで認識しております。

今後は東京オリンピック・パラリンピックの開催ということもあわせまして、市内の小中学校におきましてさまざまなきっかけを大切にしながら、そのような外国との交流、そういうものが継続されていく、あるいはそれに触発されてといいますか、そういうことが市内小中学校全体に広がるような機運が高まりましたら、私どもの教育委員会としてもできる支援はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**11番（押本 修君）** よろしくお願ひしたいと思ひます。

またこの二小と五小、まだ五小はことしやるという決断を校長先生がされたばかりですので、これからの進展になるんですが、既に開始している二小、それからこの五小の交流、これが長く続けられるように教育委員会のほうにはぜひ支援のほうを、再度ですがお願ひしたいと思ひます。

またこの交流をきっかけにして、市内小中学生の国際理解にプラスになるような、そういう教育委員会としての方針をぜひ打ち出していきたいと思うところなんですが、教育長、その辺はいかがでしょうか。

○**教育長（真如昌美君）** 国際理解教育の推進というのは、これから先、この国を背負っていく子供たちにとっては非常に大きな課題であるというふうに認識しております。

先ほども申し上げましたけれども、子供だけに限らず、教員のほうも、また地域の人たちも含めて国際的な感覚をさらに身につけてもらいたいというふうに思っているのが私の考えであります。そういった立場から、私は今後も、今とりあえず一歩先に行っている学校を応援しながらも、それが他の学校にも広がっていくようにさまざまな形で応援をしていきたいというふうに思っております。

それにしても、校長先生の学校経営方針がその基盤にありますので、そのところでしっかりと具体的な内容を書いていただけるように今後も働きかけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**11番（押本 修君）** ありがとうございます。ぜひ教育委員会としても力添えをお願ひしたいと思ひます。

今学校では、皆さん御存じだと思うんですが、非常に時間がなくて、こういう活動に充てる時間も、大変二小なんかも苦労して時間をつくっている状況にあります。その辺が、要するにもっと堂々と時間を使えるような形にぜひなったらいいなというふうに思っている次第です。ぜひその辺も教育委員会のほうには御協力のほうをお願ひしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、東大和市の国際交流に入ります。

先ほども御答弁にありましたけれども、この現在の東大和市の国際交流なんですが、市内在住外国人へ対する支援、これが中心のようであります。2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、市民が外国や異文化に触れることによってより国際理解が深められるような事業、こういうものに転換していくべきではないかというふうに考えるんですが、その辺いかがでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 昨年、JICA青年海外協力隊員としてエクアドルで活動した市民が帰国されました。市内の中学校で、生徒に対しまして現地の生活や文化をスペイン語を交えながら報告していただく

機会をつくることができたところでございます。

現在市民3名の方が協力隊員として海外へ赴任されているところでございますが、帰国された際には、またこのような形で市民が外国や異文化に触れる機会をふやしていけたらなというふうに思っているところでございます。

それから、東京オリンピック・パラリンピックに関しましては、基本的言語を日本語、英語及び視覚記号のピクトグラム、こういうやつです、非常口とかのですね——とするようでございます。外国人に対しておもてなしの取り組みや交流を積極的に図るために日常英会話は必要になるとは思っているところでございます。

今後活用が可能な外国語講座研修や補助事業などにつきまして、オリンピック・パラリンピック委員会や東京都の動向を注視していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時41分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（押本 修君） 引き続き、東大和市の国際交流ということで再質問させていただきます。

これまで海外からのお客様を迎えての市民交流や、市民が諸外国へ出向いての交流、これで当市が実際あったのかどうか、その辺の実績について伺いいたします。

○市民生活課長（田村美砂君） 昨年7月ですけれども、台北市の中学校の弦楽団の訪日に伴いまして、市内中学生との交流事業が市民団体により実施されました。事業実施に当たりまして、市内の中学校との交流事業の計画やバスの駐車場の確保などにつきまして市のほうで協力させていただきました。また交流演奏会に招待をいただきましたので、副市長、教育長も鑑賞させていただいております。

また市民が諸外国へ出かけていっての交流の実績といたしますと、先ほども御紹介いたしました本市在住のJICA青年海外協力隊員が諸外国へ行き、異なる文化、習慣に溶け込みながら協力活動によって交流を深め帰国しているという実績がございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。

昨年台北のほうから合奏団が来て、中学生との交流ということなのですが、このときの市のかかわりとしては、今お話のあったいわゆる駐車場の手配とか、幾つかおっしゃってましたけれども、特に費用面で何か市で負担したという事実はそこにはないんですよね。とりあえずお願いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今押本議員がおっしゃった費用面の負担でございますけれども、私も演奏会のほうに呼ばれておりました、無料ということでございまして、寄附金の募金箱でしょうか、そんなのがあります。参加費程度のポケットマネーでございますけれども、支援をさせていただいたという程度でございます。

以上です。

○11番（押本 修君） 基本的には、こちらのほうへお見えになる団体がそこら辺の資金については賄っての交流ということでよろしいんですよね。

今後市民レベルでの国際交流的なものが行われるようになったときに、具体的にどの程度の交流に発展したときに市としてのもろもろの支援、援助というのが得られるようになるのか、その辺市のお考えをお聞きしたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 具体的にどのレベルまでというのはなかなか難しいと思いますけれども、先ほど来お話しさせていただいております2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けまして、市民の交流の機運の高まりがあるかと思っておりますけれども、そこで何かしらの支援ができていけばいいのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○11番（押本 修君） ぜひ、恐らくいろんな形でこういう話が出てくることも今後は多いかと思っておりますので、ぜひ検討のほうはよろしくお願ひしたいと思っております。

ことしの後半、ちょうど季節でいうとクリスマスシーズンになるんですけども、東大和市第九を歌う会というのが市内に市民の合唱グループとしてあります。このグループは毎年3月に定期演奏会ということでハミングホールで公演を行っております。たしかもう10年ぐらいはやられてるというふうに、ハミングホールができたときからずっとやってるのかな、実績のある団体というふうに伺っております。

この東大和市第九を歌う会の所属メンバーの有志の方々が、先ほどもお話が出ました当市の第二小学校、それから第五小学校がそれぞれ交流をしている小学校があります、先ほど御紹介いたしましたドイツのヘッセン州オーバーウルゼル市におきまして、そちらの現地の12月のクリスマスマーケットにおけるコンサートがあるんですけども、そこへゲスト出演するということが今決まっております。今その調整をしている最中なんですけども、当然、参加メンバーの方々は自費で渡航して、それから参加をするということであるんですけども、例えばこういう市民レベルでの交流があったときに、市としての支援というのはどうなのかなというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 第九の会がそのような活動をまた広げるということで、市のほうでは第九の会に対して直接的な支援はなかなか行えてないところでございますけれども、後援となるとなかなか難しいのかなと思っておりますけれども、現状では市としましては、例えば当市の紹介資料等の提供は可能かというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○11番（押本 修君） 確かに前例がありませんので、これが第一歩かなと思っておりますので、実施のときにはぜひ何らかの形で市が、市がかかわっているんだということを皆さんに知らしめるような形の協力、支援のほうをぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

最後なんですけども、この市民レベルでの国際交流なんですけども、今後より活発になっていくように市としての後押しをぜひお願ひしたいと再度考える次第なんですけども、この辺、今後の展望について、ぜひ副市長から御意見を伺いたいと思うんですけども、先ほど学校のことについて教育長から御意見を伺いました。ですけど、今回市民レベルでのことなので、ぜひ副市長のほうから、ちょっと考えられる時間与えましょうか、よろしいですか。

○副市長（小島昇公君） 御質問いただきましてありがとうございます。

私も北京から生徒さんが来た、（押本修議員「台北」と呼ぶ）台北ですね、済みません。そのぐらい国際理解がなくて申しわけないんですけども、聞かせていただきました。非常にやはり国際化の時代で、外国に行

く価値を非常に強く持っていらっしゃる国だなと。

自分も、子供がまだ小さくて小学校のときに、やっぱり台湾に野球で交流を持たせてもらったという体験もあります。そういう経験というのはずっと残るものなので、非常に交流は大切だなという認識は持っています。なかなか市レベルで交流ができるかという、その難しさもございますので、市民レベルで市民の皆さんが交流していただけるというのは非常にありがたいことだなと思っております。

そして、第九を歌う会も非常に毎年聞かせていただいておりますけども、レベルの高い歌声を市民の皆さんにも提供していただいているので、ドイツでそれが発表できるということはすばらしいことだと思っております。

行政として何が応援できるかというところになりますと、非常に資金面で何か援助という話になると、心苦しいんですけど、ちょっとなかなか積極的な答えができないんですけども、先ほど部長のほうから後援はちょっと難しいかなという話もございましたけども、市長からメッセージを持っていくとか、後援に近いような形でできる限りの積極的な応援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。1回目ですので、本当にそこはそういう対応だけでもしていただけることは本当にありがたいと思っておりますので、ぜひ本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

また今後の展望という意味では、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京大会を踏まえまして、ぜひ東大和市でも国際交流の盛んなまちだというふうに言われるような形で市が進んでいってくれたらなというふうにお願ひしておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、落書きについてにまいりたいと思ひます。

申しわけありません、先ほどの資料のもう一つの、写真のコピーのほうの資料をお出してください。よろしくお願ひします。ちょっと見にくいかもしれませんが、全部で約50カットぐらいあるはずですよ。

この写真なんですけども、南街4丁目の交差点を中心に半径でいうと七、八百メートルの範囲で撮影されたものです。1時間と少々ぐらいの間に全部撮れました。もう探さなくても歩いてればすぐにあるくらいスプレー落書きはとても多いです。

市の玄関口であるこの東大和市駅前も当然今回撮った中には含まれているんですけども、現在観光を市の重点施策として東大和市を知ってもらおう、それから東大和市に来てもらおう、こういう今我がまちにとって、この状況をどうお考えになってますか、副市長。

○副市長（小島昇公君） 引き続きまして御指名いただきましてありがとうございます。

非常にこの落書きというのは、私のところもお店をやっていたときにシャッターに落書きやっぱりされました。落書きをしている、特定ができないので、大人なのか、子供なのかというのはわかりづらいところがありますけども、一般的にはきっと若い人なのかとちょっと思っているんですけども、大きな悪意というのはないことでやっているんだとは思いますが、やはりこの影響、本人がやっているこの行動に対する影響が非常に、今資料をいただきましたけども、誰が見ても素敵だなと思えるものじゃないことをする行為、その行為をやってはいけないことだということをよく理解していただかなければまずいかなと。

それをなくすためには、湖畔のほうの橋についてもお子さんの絵を描いていただいて、カメラを設置して以降、私もあそこを通勤で毎朝通っていて、何かきれいにした途端にもう落書きがあったのが、お子さんたちの絵をやった途端にそれ以降一回もなくなったというようなこともあります。ですからみんなでやっぱり自分た

ちのまちをきれいにしようという機運を高めると。それから、やはり書いている人たちにこの書くことというのは非常に恥ずかしいことだよというのをやっぱり身をもってわかっていただく必要が両面あるのかなと思います。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。まさに本当にそのとおりだと思います。

今お聞きしたのは、もう一点、外から東大和市に来ていただくという施策を市が進めている状況の中で、その玄関口である東大和市の駅前が特にやっぱりひどいんです。やはり人の目につくところにあえて書くという傾向はあると思いますので、私が住んでる南街地区は多いです、住宅街には余りないんです。ハミングホールから駅に向かっていく道中であったり、とにかく人目につくところが多いので、東大和市の玄関口に多いという認識をぜひ持っていただきたいと思います。

そういう状況を市として、やはり観光施策とセットでこれはやっていくべきかなというふうにちょっと思っている部分もあるんです。来てくれ、来てくれといっても、落書きばっかりのまちじゃみつもなくてしょうがないんですよ。

その辺なんですけど、今、先ほども御答弁にあったんですけど、今実際やられてる防犯面、犯行を防ぐという面、それから環境浄化面、清掃等の対策について再度御説明をお願いしたいと思います。それから、環境浄化のほうに対する予算なんですけども、実際どの程度担当には与えられてるのか。備品なんかもどんな形で用意をされてるのか、その辺御説明をお願いします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 落書きについてでございますが、先ほど市長のほうから御答弁いただきましたが、市内の環境浄化活動につきましては、東大和警察署と東大和市防犯協会と市の3者が連携して実施してございます。

また地域の安全のために東大和市防犯協会及び各自主防犯団体が自主的な防犯パトロールをさせていただいております。昨年度は、環境浄化活動の一環といたしまして、上北台駅の周辺の落書きの消し活動を実施してございます。

また落書きに関する予算の関係でございますが、25年度は約4万5,000円ほど支出してございます。内容につきましては、落書きの除去剤とか手袋等を購入いたしまして実施しているものでございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 今の担当部長の御説明なんですけど、実際それで足りてるんですか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 環境浄化活動のクリーン作戦につきましては、先ほど申し上げました予算では大変厳しいのが現状でございます。ですが、いろいろと工夫をいたしました中で、少しでも美化活動が展開できればというふうに考えて実施しているところでございます。

以上です。

○11番（押本 修君） 繰り返しになるんですけども、観光施策を重点施策として、東大和市を知ってもらおう、東大和市に来てもらおうという我がまちにとって、この落書きがある状況が今現在あります。それに対して環境浄化等でそれを何とか消してきれいにしようという活動も同時に行われている状況の中で、でも実はその予算が足りてないという状況があります。その辺、市長部局としてはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 確かに落書きの問題は大きな課題だというふうには思ってます。ただ、公共施設の

場合は市のほうで落書きの消去はしておりますけども、多くが私有財産に落書きされてるケースが非常に多うございます。そうしますと、行政が直接それをきれいにするというのはなかなか難しい問題もございます、私人の財産でございますからね。ですから具体的な方法としましては、財産管理をなさってる方に浄化をお願いするというようなことが今できるところだというふうには認識しております。

ただ、落書きというのは不思議なもので、1カ所できると広がっていくという傾向がありますので、できましたら所有者の方に小さいうちに浄化をしていただければ、落書きの拡大は少しでも防げるかなというふうには考えています。

以上です。

○11番（押本 修君） 確かに私有の財産についての落書きについては、当然その所有者の責任、それから判断で処理をするというのがルールかなとも思うんですが、これだけ数が多い状況があると、これは所有者だけにどうにかしろという問題ではないのかなと思います。要するに美観を損ねてるんですよ。美観を損ねている状況については、市がかかわらないとやはり解決っていうのは難しいんじゃないかなというふうに思います。一度自治会単位であったり、商店街をお願いをして、共同で消す作業なんかっていうのは提案されたらいかがですか。

そのために、当然そこには今までよりも備品に対する費用というのはかかりますので、予算をとっていただいて、人員を、職員の方にやれとは言いません、きょううちの商店街の会長、自治会長でもありますけど、傍聴に来てますけども、私と一緒に写真を撮って回っていただいています。こうなる以前から、このスプレー落書きについての問題はずっと長く、早い段階からおっしゃっていた方です。非常にこの問題については危惧されてます。商店街や自治会もこういうことについては人を出してくれるような準備がありますので、市として道具は用意するので、ぜひ自治会で協力してくれないかと、そういう声をかけて一度クリーンアップ作戦でもやられたらどうでしょうか。いかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市としても、地域の防犯活動につきましては犯罪抑止に貢献しているというふうに認識してるところでございますが、先ほど部長のほうからも答弁ございましたが、現在のところ、公的な建物や施設につきまして、防犯協会と連携いたしましてクリーン作戦を展開してるところでございますが、今後につきましては商店街や自治会のクリーン作戦との連携も考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ふえていってる状況で、どんどんスプレー落書きがふえてってます。もっとスピード感を持って対応をぜひお願いしたいと思います、行政としても。

そこで1点ちょっとお話ししたいことがあるんですが、今現在の東大和市商工会の会員さんなんですけども、イチフジさんという会社があります。ここは「エコロビーム」という独自の洗浄システムを開発して、いろいろ今、高圧洗浄で、コマースでやってますよね、それに特化した会社なんです。薬品を使わないで、重曹ってありますよね、重曹の粒と高圧の温水をミックスさせたものを噴射して、ブロックであったり、塀であったり、壁、いろんなもの、それは素材を問わないんだそうです、それを操縦する専門の会社です。ここが落書きの対策もやってます。一切薬剤を使いませんので、素材には傷をつけない、影響を与えないできれいに消し去ることをやってるのがこの会社なんです。

ぜひ、例えばこういうところをお願いをして、一回もう全部きれいにしてしまうというか、そういうことも市でぜひ考えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。市内にある業者で、市内の業者でこういう能力

を持ってるところがあるので、ぜひこういうところも考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） ただいま御紹介いただきました業者さん等もごさいますが、今後内部的にも落書き消しにつきましては研究してまいりたいというふうに考えてごさいます。

以上でごさいます。

○11番（押本 修君） 済みません、答えにくいでしょうけど、ぜひ、これまたちょっとたつてもう一回私質問することが多分あると思いますので、そのときにどんなふうになってるのか、全面的に行政をお願いをしているのではこれは決してありませんので、地元の住民の方もそれに協力するということは恐らくやぶさかではないと思いますので、市としてそういう姿勢をぜひ見せていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、浄化、当然書かれちゃった後はもうこれは、私、やられたらきちっときれいにすべきだと思うんですよ。そのまんまはだめなんです。きれいにしてもまたやられると思うかもしれませんが、やるべきです。やられたらきれいにする、それも一つの抑止力だと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

それから、やられないようにする防犯の部分なんですけども、どう考えても深夜です、やってるのは。ですから防犯協会の方が一般的な時間に見て回られてもそれは見つからないですよ。ですからやはりこれは警察の仕事だと思います。それと、市内をくまなくやるのではなく、やられるポイントがあるんですよ。この写真でわかるように、あくまで目につくところです。ですからそういうところを重点に、時間は深夜、こういう時間の警察の巡回をよりやっていただくように、これは市から要請してください。いかがでしょうか。よろしくお願ひします。御答弁お願ひします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防犯につきましては日ごろから御協力いただいてるところでごさいますが、今後も引き続き警察署にパトロールのほう、重点的な地区を設けまして実施していただくようなことでお話をしていきたいというふうに考えてごさいます。

以上です。

○11番（押本 修君） 半年後か1年後かにまた、やはりこの件についてはその後どうなったのか、市民を巻き込んでという言い方はちょっと語弊がありますが、市民を巻き込んでこれに対する対策を市が練ってくれたのかについて再度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、最後、広報掲示板について伺いたいと思います。

今年度の予算のほうで、年度内に取りかえ工事並びに修繕ということなんですけども、設置場所と数、現状についてなんですけど、この設置場所と数について、これは現状維持ということではよろしいんでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今年度の修繕等につきましては、現状の29カ所の中で傷みのひどいものについて予算計上してごさいます。

以上です。

○11番（押本 修君） 先日、うちの議会のほうで議会報告会というのを4月に開催させていただきました。そのときに、事前に周知をするポスターを作成しまして、いろんなところ、市にも協力いただきまして張らせていただきました。特に市内の29カ所の広報掲示板にも前回同様張らせていただくことになりまして、私ちょっと皆さんに配付するのも面倒だったんで、自分で全部回って張ってみたんです。

そこでいろいろ気づくところがあったんですが、確かに非常にもうどうしようもないような状況になってるものもありましたし、いろんなところに気づかせていただいたんですが、1点、行ってわかったんですが、常

にどの掲示板も何枚も市民からのいろんな告知を目的にするものが張られてました。我々のポスター、ちょっと大きかったんで、申しわけないんですけどちょっと移動させていただいて張らせていただきました。これだけ張られてるのを見ますと、いろいろと時代が変わっても、現在でも重要ないわゆる告知媒体なのかなというふうに感じました。現在の配置場所と設置の数なんですが、再度になります、適切なのかどうかという点についてちょっとお答えいただきたいと思います。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） こちらの広報掲示板につきましては、調べたところでは昭和53年度に設置を開始したようでございます。設置当時の設置箇所数については定かではございませんが、最大で54カ所に設置されておりました。その後の土地の動向、お借りしてる土地の相続の関係ですとか、あるいは開発が行われたとかで移動したり撤去したというケースもございます。

現在は29カ所ということですが、今後も開発等の機会を捉えて、できれば、曲がり角を曲がったら掲示板が見えるということが本当は望ましいとは思っていますので、そこまでの数が可能かどうかは別ですけども、開発の機会を捉えて設置については検討してまいりたいという状況でございます。

○11番（押本 修君） 昭和53年の段階で今よりも相当多い数が設置されていたわけですね。やはり人口何人に対して1カ所みたいな多分計算で設置は当時されたんだと思うんですけども、それを考えると昭和53年と現在では人口だって相当違いますし、どんどん目に触れなくなってきてしまっているという状況なのかなというふうに思っています。

実は、武蔵村山市がこの広報掲示板の数がとっても多いんです。私も資料を武蔵村山のほうからいただいたんですけども、72カ所あるんです。市の規模からいっても、これはとっても多いのかなって思います。

先ほども課長のほうから御答弁ありましたけども、人口動態を見てというお話なんですけども、今現在ある29カ所の状況とは、最初の53年の状況なんですけども、人口動態もかなり変化している状況がありますので、これ、武蔵村山のように72カ所つくれとは言いませんけども、ことしは予算をとって、とりあえず場所も数も現状のまま改修をされていくということなんですけども、今後設置場所をふやす、それから再検討、この辺再度お願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 広報掲示板については、長い期間いろいろな情報の提供ということで活用を図ってきたところでございます。今押本議員がおっしゃいますように長い年月たっておりますので、東大和市の人口の動態のほうもかなり変化がございます。今までそのようなところをなかなか把握してなかったという部分もございますので、平成26年度については、先ほど秘書広報課長のほうで申し上げましたように、修繕等を中心に当初予算のほうで予算計上したところでございますので、本年度につきましては修繕のほうを中心にさせていただきます、今後、今お話にありましたような配置等につきましては、平成27年度以降、今後の調査研究も含めまして検討をしておいていくようなことがあれば、設置のことも考えてまいりたいというのが現状でございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） いろいろと情報を提供する媒体として、現状特に必要ないという言い方はおかしいんですけど、広報掲示板については余り重要視してないということでは決していないわけですね。武蔵村山は、例えば村山団地内だけで十数カ所あるんです、団地内ですね。村山団地の敷地内だけで18カ所あります。当時、団地内相当人口も多かったんでこういう判断をされたんだと思うんですけども、やはり住んでいる人数に対して広報掲示板の数というのは決まってくるということのあらわれかと思うんで、ぜひ人口動態をきちっと推移を掌

握していただいて、適切な箇所、それから適切な数ということで、来年以降ぜひそこはお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○副議長（関田正民君） 以上で、押本修議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 二 宮 由 子 君

○副議長（関田正民君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

〔5 番 二宮由子君 登壇〕

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、民主党、二宮由子です。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

観光事業の推進についてでございます。

人口減少に加え少子高齢化が急速に進み、労働人口の減少による税収の減、また行政ニーズの多様化・複雑化に伴い行政コストは増大するなど、地方自治体を取り巻く環境は年々厳しさが増しております。財政難の厳しい時代において、地域間競争に打ち勝ち、多くの方々から選んでいただける自治体としてあり続けるためには、他市との差別化を図る独自性また継続性のある政策が不可欠です。

このような状況の中、各自治体は新たなまちおこしとして地域ブランドを確立し知名度を上げるなど、魅力あるまちづくり、地域を再生し活性化する取り組みが進んでおります。

当市でも平成24年度から観光事業が本格化され重要施策と位置づけ、観光資源の発掘や情報の発信、人材育成や地域ブランドの検討などの取り組みを進めております。

一般的に地域ブランドとは、商品やサービスなどに地域性を加えることで価値を高め、多方面の方から評価を得ることにより地域全体のイメージの向上や活性化に結びつけるものです。当市としても、これぞ東大和というブランド化を進める上で、魅力あるまちづくり、新たなまちおこしの手法として多くの自治体で取り組みが進んでいる地域ブランドの確立が今後の市政運営にとって重要であると考えました。

そこでお伺いをいたします。

第1に、現状及び対応は。

第2に、地域ブランドの確立について。

ア、進捗状況及び具体的な取り組みは。

イ、地域ブランドの効果は。

ウ、今後の課題は。

第3に、うまかんべえ～祭について。

ア、第3回東大和市グルメコンテストうまかんべえ～祭の総括及び今後の開催予定は。

イ、事業の充実、発展についての考えは。

ウ、御当地グルメの選定及び活用は。

エ、今後の課題はなどお聞かせいただき、お伺ひいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、観光事業の推進における現状及び対応についてであります。平成24年度から本格的に取り組みを開始した観光事業でございますが、市民の皆様にも事業運営に積極的に参加していただきながら、観光資源の発掘や創出としてうまかんべえ～祭などの事業を実施しているところであります。

また、まちフォトコンテスト及び観光マップの作成による情報の発信や観光ガイド養成講座による人材の育成、市内事業者との連携によるグルメキャラクターを活用した商品開発など、観光基盤の整備にも取り組んでいるところであります。

次に、地域ブランドの確立における進捗状況及び具体的な取り組みについてであります。地域で生産された野菜や果物などの生産特産品並びにひがしやまと茶うどんなど、特産の素材、文化、伝統を生かして製造される商品をもとに、これぞ東大和というブランド化が図れればと考えております。

また観光事業を活用してつくられたうまべえクッキーなど、グルメキャラクターの商品が市内各所で販売され、数多くの消費者に認知されるようになってきております。これも一つの地域ブランドとして有効であるとと考えております。

次に、地域ブランドの効果についてであります。地域の商品、サービスのブランド化と地域イメージのブランド化を結びつけ、消費者等における好循環を生み出し、市内産業を活性化させる効果があるものと考えております。

次に、今後の課題についてであります。地域ブランドの確立については、まちの魅力づくりを推進するため、東大和市の知名度の向上だけでなく、持続的な地域経済の活性化を図る必要があると考えております。こうしたことから、観光を活用したさらなる産業間の連携が課題であると考えております。

次に、第3回東大和市グルメコンテストうまかんべえ～祭の総括及び今後の開催予定についてであります。第3回のうまかんべえ～祭につきましては18団体が出展し約3万7,500人の来場者があり、飲食のほか、物産販売及びステージイベント等で会場がにぎわいました。事業についてはさまざまなメディアで取り上げられ、東大和市の知名度の向上に大きく貢献できたと捉えております。

今後の展開につきましては、東大和市産業振興基本計画に基づき実施を予定しておりますが、具体的な内容につきましては実行委員会の意見を参考にしてまいりたいと考えております。

次に、事業の充実、発展についてであります。うまかんべえ～祭はことして3回目の実施となり、回を重ねていく中で会場のレイアウトやイベント内容を改善し、来場者数を伸ばしてまいりました。

今後は他のイベントとのコラボレーションやさまざまな工夫を加えながら、食の分野のブランド化の機会としてだけでなく、観光と農業、商業、工業との連携が進む中で相乗効果が生まれ、さらなる産業振興の発展につながることを期待しているところであります。

次に、御当地グルメの選定及び活用についてであります。今回第3回のうまかんべえ～祭において新たに3つの御当地グルメ候補が入賞し、歴代入賞メニューと合わせて7つの候補が登場したことになります。

御当地グルメの選定につきましても、次回以降のうまかんべえ～祭の取り組みと同様に実行委員会において検討していただきたいと考えております。また活用につきましては、今までの入賞メニューと同様に東大和市商工会を通じて取り扱い店を募集するとともに、市公式ホームページや東大和市観光マップに掲載するなど、PRの面において効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、うまかんべえ～祭の今後の課題についてであります。うまかんべえ～祭は、これぞ東大和という地

域ブランドの確立を目指すとともに、地域住民の交流と当市の魅力ある食文化を生かした観光事業として地域活性化につながるものと考えております。

今後は特色ある地域資源や既存の取り組みを生かした地域主体の活動として、自立性を高めるとともに、観光を活用したまちづくりの機運を高める上で効果のある事業展開をどのように図れるかが課題であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番(二宮由子君) 御答弁をいただきありがとうございます。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず観光事業の推進についての現状及び対応はについてです。

御答弁の中でも挙げていただきましたまちフォトコンテストや観光マップの作成、また観光ガイド養成講座、グルメキャラクターを活用した商品の開発など取り組まれているという市長答弁をいただきましたけれども、それぞれの事業の効果についてをまず伺います。

○市民部副参事(小川 泉君) 事業の効果についてであります。まずフォトコンテストでは、コンテストの入賞作品が観光事業のポスターやチラシのほか、東大和市総合計画の表紙や紙面などにも使用され、当市の魅力発信において非常に効果があったのではないかと考えております。

また入賞作品は市内7カ所、これは一番最初が中央公民館でございまして、最後がうまかんべえ〜祭の会場だったんですが、こちらのほうで展示され、多くの方々に当市の魅力を感じ取っていただく機会となったというふうに考えております。

次に、東大和市観光マップについてですが、市外の方からお問い合わせをいただきまして、観光マップを活用し当市を訪れていただいた方も大勢いらっしゃいます。その方々からより詳しい情報を知りたいと再度お問い合わせをいただくこと等がございまして、こうしたことから着実に市のPRに結びついているものと考えております。

次に、観光ガイド養成講座ですが、地域にございます歴史、文化、自然など、観光資源について知識を深め、市外の方々に東大和の魅力を広めるため、平成24年度から3年間をかけて観光ガイドの養成講座を開催しております。昨年行われました東京多摩国体のときには、市内循環バスに同乗をいたしまして、観光ガイドとして活躍をしていただいたところでございます。こういったことから、その講座の効果があらわれているものというふうに考えております。

次に、グルメキャラクターですが、うまべえのデザインを活用した商品等を開発する場合、市の定めた使用基準に基づいての申請を受けているところでございます。現在さまざまな商品開発と販売が進んでおり、話題性という点において非常に効果があったものと捉えております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今御答弁をいただいた観光マップの作成ですけれども、そのマップを活用して市内を散策されている方の事例ですとか伺いました。それと、観光ガイドの養成講座では、国体開催時に循環バスに乗って市内をガイドしていただいたりと、そういった効果があるという御答弁でした。

今伺ったさまざまな事業なんですけれども、これらの事業について現状は、個々にというんでしょうか、個別にそれぞれの効果が見られるということなんですけれども、今後の取り組みなんですけど、以前会派で視察をし

てまいりました長崎市のまちを知り尽くした地元ガイドの方が一緒にまちを散策して案内してくださる長崎さるくというような観光ガイドの取り組みを発展をさせて、現状市が作成した観光マップを活用して、市の歴史ですとか、文化ですとか、そういったものを市内を散策する材料にさせていただくですとか、例えばその中でまちフォトコンテストで最優秀賞の写真を撮影した場所を、時期によってはこのような素敵な写真も撮れますよみたいな形で御案内していただくですとか、あとおみやげ関係でいえば、グルメキャラクターのうまべえの商品を購入していただくのにそのお店を御紹介するですとか、そういった東大和市の歴史や文化、そしてまた当市のよさを味わっていただけるように、来ていただいたお客様に対してお好みに合わせたガイドというのをぜひ観光ガイドの方にはやっていただきたいと思ひますし、それによって、さまざまな事業の連携によって相乗効果が期待できるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） ただいま御質問をいただきました観光ガイドにいろんな形で活躍をしていただいて、さまざまな連携による相乗効果を期待できるのではないかといった御質問についてなんですが、今長崎さるくの話をしていただきましたけども、まちをぶらぶら歩くという意味だそうなんですが、まち歩きにより、何気なくふだん見過ごしている中に新たな魅力を再発見をしていただく、こういったことや、足を運んだことがなかった店舗に足を運び、店舗の魅力ある提供品に気づいていただくといったことに結びつくのではないかと、いうふうに考えておりますので、効果といたしましても、また市内の回遊をすることでそのリピーターを育成し、滞在時間の増加による消費金額の拡大ですとか、消費行動へ動機づけに結びつける上でも非常に有効な手段だというふうに考えておりますので、東大和の観光マップにも市内散策を楽しんでいただく情報をたくさん掲載しております。

表だけではなくて、裏面には、先ほどもちょっと言いましたけれども、いろんなマップを活用して訪れていただくことがあるというお話をしましたが、その方々が有効に使っていただける情報を満載しております。ガイドがそういった情報とあわせて市内を案内する、そういった事業を今後また検討していければなというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ観光ガイドの方には、そのガイドの方が楽しみながらまちを散策して御案内できるような形でぜひ取り組んでいただけたらと思ひます。

まちフォトコンテストなんですけれども、御答弁の中ではまちフォトコンテストのお話もありましたけれども、例えば第2回の表彰式というのが2月に開催されましたよね。これ、友好都市である喜多方市の受賞者の方には、喜多方市役所で喜多方市の市長から表彰状の伝達式を開催していただくなどの交流が進んでいるというふうにホームページに書いてありました。観光事業では、当市よりも先進的な取り組みをされている喜多方市に学ぶべき点というのは非常に多いと思ひますね。

当市としては、平成24年度から本格的に観光事業の取り組みが進んでおりますけれども、喜多方市というのは、それ以前からしっかりと本格的に取り組んでおりますので、観光事業における当市と喜多方市との現状の交流について伺うのと、あわせて、この間の交流を通じて、当市として喜多方市の施策ですとか事業を取り入れたことがあるようでしたら、それについて伺います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 喜多方市との交流についてと、交流から取り入れた施策や事業についてでございますが、交流といたしましては、東やまと産業まつりやうまかんべえ～祭における物産販売で当市においていただき、にぎわいの創出に御協力いただいております。

取り入れた施策や事業でございますが、PR方法や物産の実演販売等、参考となったことがございますので、それについては研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 現状の交流は、東やまと産業まつりですとかうまかんべえ〜祭で物販の販売など、喜多方市のほうから来ていただいてされたということなんです。

実は、3月23日、24日にかけて、喜多方市山都町の寒晒しそばまつりに3会派の議員有志で視察にいつてまいりました。喜多方観光協会山都支部の方々に観光への取り組みについての説明を受けまして、実行委員を中心とした多くの方々の協力によってその事業が行われている点ですとか、今の現状に甘んじることなく、年間を通じて多くの方々に来ていただけるような四季折々の花の育成など、新たな観光スポットとして地域を育てているというような点も伺いまして、当市としても学ぶべき点が多い視察でした。

昨年度から議員間交流が再開をされましたけれども、喜多方市との交流、情報交換、本格的に進められておりますが、当市で開催されている産業まつり、うまかんべえ〜祭で物販を販売をするということで喜多方市から来ていただきましたけれども、じゃ東大和市から喜多方市へはどうなんだというのを伺いたいんですが、喜多方市内のお祭りやイベント、特に山都町、以前から交流のある山都町で開催されるイベントやお祭りなどに物販ですとか市のPRですとか、そういうことで当市は参加をされている状況があるのかどうかを伺います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 物販やPRへの参加についてでございますが、現在のところ参加できない状況でございます。

主な理由といたしましては、イベントの日程等、開催日程等が折り合わないというところでちょっと参加できないということでございます。

以上でございます。

○市民生活課長（田村美砂君） 市民生活課におきまして、平成25年度より3カ年にわたりまして、こちらは喜多方市の事業なんです、友好都市交流促進事業というのを実施しております。その年度に交流を深める分野を定めまして、民間団体同士の派遣及び受け入れ事業を行いまして、同じ団体の方が年に2回交流を続ける仕組みとなっております。

平成25年度におきましては、東大和市の文化協会が喜多方市を訪問いたしました。あちらの、旧山都町ではございませんが、喜多方市のイベントの開会式におきまして、来場者の皆様に友好都市の東大和市ということで御紹介をいただいた経緯がございます。

この事業につきましては、今後、26年、27年度におきましても続きますので、あちらの何かイベントなどで東大和市のPRなどをできるかと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 市民生活課のほうでは友好都市促進事業というのは取り組みが進んでいるということですけれども、先ほど、日程が折り合わないというふうに御答弁いただいたんですが、イベントとか事業とか、お祭りですとか、日程的にはもう以前から決められていて、日程が折り合わないというのはどういう意味なのか伺いたいと思います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 当市のイベント、例えば産業まつりとかスイーツウォーキング等、喜多方市のイベントが同時期に開催される場合がございます。また相手方のイベント等が、急ということはないんですけども、開催される場合がございますので、なかなかそちらのほうに行くのもちょっと難しい状況がある場合

がございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 急に御連絡があるようでしたら本市としても対応が難しいのかもわからないんですが、できれば、せつかくうまかんべえ～祭が開催され、うまべえの関連商品ができ、いろいろとさまざまこれから取り組むべき地域ブランドの確立も含めて、市のPRですとか物販に関しても、今後は積極的に喜多方市のほうに出向いていただいて取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、地域ブランドの確立についてです。

進捗状況及び具体的な取り組みはについてで、この件に関しましては、平成26年度の市長施政方針に対する代表質問でも地域ブランドの取り組みについての質問をさせていただきましたが、今回の御答弁の中で、ひがしやまと茶うどんなど、特産品としてこれぞ東大和とのブランド化が図れればと考えているというふうな、具体的に挙げていただきましたので伺います。

ひがしやまと茶うどんというのは、これは東大和市の特産品として商工会が開発したのですが、現在の販売の状況などを伺います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） ひがしやまと茶うどんの販売状況でございますが、東大和市商工会に確認いたしましたところ、平成25年6月末に販売を開始いたしまして、平成26年5月末までに1万6,000食が商店に卸されておりまして。現在市内33店舗で販売され、そのうち6店舗で食べることができます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 販売店舗は市内で33店舗、実際にひがしやまと茶うどんを食べられるのは6店舗という御答弁です。

そこで、じゃ商工会が開発しましたから、ひがしやまと茶うどんを販売するのに何らかの規定があるのでしょうか。またその市内飲食店の店舗数というのは何店舗あるのかあわせて伺います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 販売する上での規定と店舗数でございます。

ひがしやまと茶うどんにつきましては、市内で販売されている商工会会員の店舗とされておりまして。また市内飲食店の数につきましては、商工会会員の店舗で80店あるとのことでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 商工会会員の飲食店が80店舗あって、その中で6店舗がひがしやまと茶うどんが実際に食べられる店舗だということなんですけれども、これ、商工会の方のいろいろと御協議の中で、80店舗の中6店舗ということで、私としては非常に少ないなという感じがするんですけども、今後はぜひ、もう少し広がりを見せていただきたいと思うんです。

食品関係を販売するのに重要だというのは、実際に食べてみておいしいと感じていただくことだと思うんです。試食販売の品物がよく売れると言われるように、実際に食べていただかないとおいしさというのは伝わらないじゃないですか。おみやげであればなおのこと、その商品に対する自信や信頼性というのがなければ、買って差し上げるというまでの行為に進まないんで、そこで、現状6店舗なんですけれども、このお店の名前はいいんですが、この6店舗、実はちょっと調べてみたところ、お店の立地が東大和市駅周辺に集中してるんですよ。東大和の玄関口ですから、駅周辺という考えもあるんですけども、市民の皆さんの中でも、まだひがしやまと茶うどんというのを召し上がったことがないという方がたくさんいらっしゃると思うんです。

そこで、ぜひとも市内の飲食を扱う商店の方々に、これという80店舗の方々に御協力をいただいて、ひが

しやまと茶うどんをメニューに加えていただいて、多くの市民の方に召し上がっていただいて、おいしいと思っていただければ買っていただけるというふうに思うんですね。

市としても何らかの協力、販売につながるような働きかけをしていただければと思うんですけども、そこでまず最初のことなんです、市内の飲食店の方々に御協力をいただく前に、特産品のひがしやまと茶うどんを市役所の食堂のメニューに取り入れるのがまず第一だと思うんですね。それですとか、市役所の売店で販売をしていただくですとか、学校給食の一品として、主菜となると量が大変多くなりますから、例えば副菜、そういうものではないですが、副菜に活用するですとか、あとはひがしやまと茶うどんとグルメキャラクターのうまべえを連携させたパッケージだとか、今包装紙は東大和市の、ちょうどあれは市内が描かれている包装紙なんです、それにうまべえも登場させて、そういった市としても可能な限りの協力、取り組みを行うということで、少しでもこの特産品の販路を広げることができると思うんですが、現状、今東大和市がひがしやまと茶うどんに協力していることは何なのかを伺うのとあわせて、今私さまざま申し上げましたが、可能な限りの協力体制についての御見解をあわせて伺います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） ひがしやまと茶うどんの販路を広げることと市の協力体制についてでございますが、市役所の食堂につきましては、平成25年7月の1カ月間でしたが、券売機でメニューに加えて販売した経緯がございます。また観光マップへの情報掲載や多摩フェスティバル、プラネタリウムのリニューアルイベント等で東大和市商工会との連携によるPR、販売を行っているところでございます。

今後は東大和市商工会との連携を図りながら特産品としてのPRをするとともに、取扱店をふやしていけるように協力していきたいと考えております。

またうまべえと連携したパッケージなどにつきましても東大和市商工会と連携を図りながら研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 給食関連の御答弁をまだいただけてないと思うんですが、済みません。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 東大和市の例えばグルメコンテストですとか、市内の特産物となるものについての給食での活用ということに関しましては、昨年10月にグルメコンテストで入賞した作品を児童・生徒向けに味つけなども少しアレンジをした中で、また観光担当の職員にも実際に食していただいて、そういう給食への提供を前提にいろいろと工夫した試食会というか、試作会などを行っております。

今お話にございましたひがしやまと茶うどんに関しましても、今後給食に取り入れることができるかどうか、現場の、例えば栄養士等の声も聞きながら検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民部副参事（小川 泉君） 先ほどの御質問の中にございました市役所の中の売店につきましては、売店につきましても、ここで商工会の会員となられたという情報をうちのほうでも得ておりますので、また商工会のほうと連携をしまして、市役所内の売店におきましても販売をしていただけるよう調整を今後図っていきなというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 先ほどの御答弁の中で、市役所の食堂については1カ月間だけ期間限定というんでしょうか、召し上がっていただけるように取り組まれたということなんですけども、これ、1カ月間という限定なんです、これを継続されない理由っていうのはあるんでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） 市役所の食堂で継続されなかった理由についてでございますが、市の食堂はちよどお昼の時間非常に混み合ひまして、今回製作されましたひがしやまと茶うどんが乾麺ということもございます。この乾麺につきましてはゆでるのに非常に時間がかかるということにして、厨房の効率性を欠くということがございます。この1カ月間につきましても、食数を限定することによる販売でございましたが、月の後半になりましても、なかなか売り上げに対して難しい面もあるというふうに食堂のほうからも伺ひしております、継続性が困難であったということでございます。

今後また提供方法等も食堂のほうと検討させていただきまして、また食堂で取り扱っていただけることが可能かどうか、その辺も検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 非常に販売が難しかったということなんですけども、例えば給食のように副菜ですか、定食の副菜でも何でもいいんですけど、そういった形で少しでもひがしやまと茶うどんというものを多くの市民の皆さんに召し上がっていただけるような機会をつくっていただけるように市としても協力を仰ぐではないですけども、取り組みを進めていただきたいとします。

先ほど、うまべえ関連商品も一つの地域ブランドとして有効であるというふうな御答弁もいただきましたので、そこで、うまべえの関連商品に関して、クッキーやパンですとか、お豆腐など、関連商品が多数ありますが、現在どのぐらいの商品が開発、販売されているのかというのとあわせて、今後販売予定の商品についてをあわせて伺ひたいとします。

○市民部副参事（小川 泉君） うまべえの関連商品の開発、販売と今後の販売を予定している商品についてなんですけども、現在市内の17の店舗及び福祉作業所におきまして約18種類の製品が販売をされております。主に食品、小物、衣類等でございます。

今後の予定につきましては、特に事業者から情報は得ておりませんが、使用基準に関するお問い合わせ等も多々いただいておりますので、今後の商品開発等にも期待をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） うまべえの知名度が上がれば上がるほど商品価値も上がって、関連商品もふえて売り上げが伸びると。そうすると、今市内で17店舗、あと福祉作業所で約18種類の製品が販売されているということなんですけども、市内産業の活性化にもつながっていくと思います。

そこで、その次の地域ブランドの効果についてに入るんですけども、地域外の資金、人材を呼び込む効果があるとの御答弁でしたので伺わせていただきます。

このひがしやまと茶うどんですとか、うまべえの関連商品の販売に関して、地域外の資金を集められるよう、遠方にお住まいの方でも手軽に購入できるネット販売などの対応をされているのか伺ひます。

○市民部副参事（小川 泉君） ネット販売の状況でございますが、市として把握している範囲では、現在ネット販売等を行っているとの情報はございません。しかしながら、一部の店舗では、電話等でのお問い合わせに対応して配送サービス等を行っており、地方への注文の対応も現在行っているということでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今や自宅にいても世界中の名産品をネット通販などで購入できる時代ですので、例えばうまべえクッキー1個、2個だと非常に手間がかかりますけれども、何種類かの組み合わせをつくってセット販売というんでしょうか、そういったセットを幾つかつくることによって対応が可能ではないかと思ひます。

今地方への発送など対応されてるところもあるというんですが、それもごく一部ですよ。できれば多くの方に召し上がっていただきたい、東大和というものを知っていただきたいというようなことを前面に押し出すためにも、ネット販売というものに対して対応していただきたいんですが、再度御見解を伺います。

○市民部副参事（小川 泉君） ただいまの御質問ですが、現在、地方の注文は電話等に限ってということでございます。一部本当に今回のうまべえ商品とかひがしやまと茶うどんについてではございませんが、インターネットで商品のほうをPRしている店舗もございます。そういったところがだんだんに波及効果を示し、ほかの商品につきましても、またほかの店舗さんにつきましてもそういった方法をとっていただけますように、東大和市商工会のほうと連携しながら販売の促進につながるような手法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、商工会との連携が必要ですので、しっかりとした連携をお願いいたします。

この効果を得るためには、現状の取り組みというものに甘んじることなく、さまざまな新たなチャレンジというのにも必要になると思うんですね。

今後の課題として申し上げますと、例えば地域ブランドを認定する認証制度の確立ですとか、新たな商品開発の支援、また地域ブランドとして認定した商品を市長みずからが中心となって物販のプロモーション活動を行うですとか、例えば市長が東大和市長というはっぴを着られてもいいですし、その物販を率先して行っていくですとか、これが東大和市のPRにもつながると思いますし、喜多方市内でひがしやまと茶うどんやうまべえの関連商品を販売していただけるような、その販路を開拓するなどという、市内・市外を問わずに東大和市の知名度向上のための努力というのは必要だと思います。

もちろん、私が今申し上げたのはほんの一例ですし、もっとほかにも新たなチャレンジというんでしょうか、取り組みがあります。それを実践して継続することで初めて効果が得られると言えるのではないかと考えるんですが、市として今後新たなチャレンジ、私が今申し上げたチャレンジに対する御認識について伺います。

○市民部長（関田守男君） ただいま御質問のありました認証制度でございます。それと販路拡大というようなことでもございました。

まず認証制度でございますけれども、地域の活性化でありますとか、あるいは食品等の魅力発信という意味で非常に効果があるというふうに考えております。近隣の自治体におきましても既に取り組みされている状況は承知しております。

当市におきましても、この認証商品等で集客、それから販売でありますとか、利用促進に結びつけるというようなことは必要であると思われまますので、今後、農業、工業、商業等の連携を図りながら研究してまいりたいと、このように思っております。

またこの販路の開拓ということでございますけれども、さまざま全国にネット等での広報を行うということも一つはございますけれども、今年度は、先ほどちょっとお話がありましたけど、喜多方市と本市商工会との交流が検討されております。こういったことが実現いたしますと、こうした機運を通じて情報交換等ございますので、こういった中で販路の展開に向けた意見交換等もできるのではないかと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部副参事（小川 泉君） 午前中の答弁で一つ訂正がありますので申し上げます。

先ほど観光事業の推進についてに関する質問の中で、まちフォトコンテストの展示会場について中央公民館と申し上げましたが、中央図書館と訂正をさせていただきます。おわび申し上げます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 午前中に引き続き再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

午前中の答弁の中で、販路の開拓についてですけれども、ことし7月に地域間交流があるので、そこで商工会と喜多方市、地域間交流があるので、そこで販路開拓に向けた意見交換もあるんじゃないかというようなお話でしたけれども、私も午前中申し上げたように、喜多方市内でひがしやまと茶うどんやうまべえの関連商品を販売していただけるように販路開拓をするなど、地域ブランドとしての効果が得られるのではないかというお話もさせていただきましたが、それと同様に、喜多方市内のものを東大和市内でも販売できるような形で、お互いの物販、あとPRの取り組みが進めばいいのではないかというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、うまかんべえ～祭についてです。

第3回の東大和市グルメコンテストうまかんべえ～祭の総括及び今後の開催予定はについてです。

2日間で延べ3万7,500人の来場者とのことでした。市民の方はもちろんのこと、この会場というのが玉川上水駅から近い場所で開催をされましたので、他市の方も多く来場されたと思いますし、また今回は近隣のスーパーの御協力もあって駐車場もお借りすることができたということですので、車で来場された方も多かったと思います。このうまかんべえ～祭なんですが、当局としても春のイベントとして定着しつつあると思うんです。

今後の開催というのは、先ほども御答弁の中でおっしゃっていたように、実行委員会で検討されるということですが、そこで1点確認をさせていただきたいんですが、6月1日号の東大和市報の市長コラムで、うまかんべえ～祭について市長は、市民の皆様からいただきました御意見などを参考に関連する方々と話し合いを持ち、もう一步踏み出してまいりたいと思いますと市長はコメントされています。一般的に、「もう一步踏み出す」というのは、そこにとどまらずさらに前へ進んでいくという、「進めていく」という言葉よりも強く、何かこう決意というようなものが読み取れるんですが、この市長のおっしゃっている「もう一步踏み出す」というのはどのような意味が込められているのか伺います。

○市長（尾崎保夫君） 6月1日の市報、ここにありますので、うまかんべえ～祭につきまして、3回目が終わった段階での総括的なものということでお礼を兼ねて出したわけですが、もう一步前へ出ていくというのは、3回の結果を踏まえて総括していこうということで、今後それのいい面というか、そういうふうなものをもっともっと前に出していければという意味で、絶えず前へ進んでいこうということで、これは、今回はうまかんべえ～祭という形でやってございますけど、日ごろから私自身も、お祭りに限ったことではなく、やっぱり全ての事業にわたって言えるんだというふうには思っているわけです。今の状況からやり方なりを変えながら、いいところを残して、反省点はそれを変えながら、形を変えてどんどん新しいものに発展させていくとい

うか、そういう考え方でいいのではないかなというふうに私自身は思っているわけですけども、「一步踏み出す」ということで、強い意思を持ってやらないとなかなか前へ進まないということです。

現状を変えていくという強い意思を持ってやってほしいということを示したものでありまして、うまかんべえ〜祭では、当初から申し上げているように、お祭りは一つのイベントということでありまして、これはあくまでも商業振興とか、東大和市のブランドというか、そういうふうなものを追求していくという意味での一つの手段というふうに考えてございますので、目的は先ほど言ったようなブランド化とか東大和の知名度を上げるとか、それから東大和の特産品は何かということ、そういうふうなものを目指して、その先は結局商業振興ということで、商売というか、そういう振興につながっていくというのが最終的な目的だというふうな思いでございます。

そういった意味では、先ほど来いろいろと御提案いただいておりますけども、午前中のはちょっとメモがどこにいったかわからないんで、今の話ですと、喜多方の物産というかアンテナショップ的な意味合いというか、それはおっしゃるとおりだというふうには思っております。そういった意味で、商工会の方々ともお話をするときには、やはり従来喜多方あるいは山都町から私どものほうにお越しいただいて、それぞれイベントのときに販売していただくということでございまして、そういった意味では、喜多方にとっては産業振興になるのかなと思いますけど、東大和市にとってはそういう面から見るといまいちというふうには思っております。

そういった意味では、商工会のほうにも話をしてるんですけど、やっぱり商工会としては、そこに加盟している皆さん方、商店等事業主の方々が簡単にいえばもうかるというか、そういうことを目指すのが商工会ということになるかなというふうに思っております。私どもは、そのお手伝いというのはしっかりやっていきたいというふうに思っているわけですね。

今回の喜多方等に向かって、私どものほうから、商工会のほうからも喜多方のほうに行って何かできないかというふうなお話をしてくるということでございますので、それにつきましては私どものほうもできることはしっかり応援していきたいなというふうには思っております。アンテナショップということで向こうから人が来て売って、売上げをそっくり持って帰るというやり方ではなくて、やはり喜多方のものを私ども東大和市内で、友好都市ということもありますので、販売することによって、やっぱり東大和市中にそれなりの利益というか売上げが立つような、そんなことを考えていければなというふうには思っております。

こちらから行くに当たっても、同じように現在は向こうに行くということですけども、あくまでも産業というか、商業振興というか、そういう面から見ると、来ていただいた消費者というか、訪ねてくれた方、要するにお金を落としてくれる人ということになるのかなというふうに思っておりますので、それがいて、それなりのものをまた持って帰ってこられるような、そんな形でいければなというふうに思っております。

そういうふうなものも含めて、今いろいろなものを考えてございますけど、そういった意味でこれからさらに一步踏み出していくというか、3年間やってきましてある程度見えてきたかなというふうに思っておりますので、いろいろと思いついたことをやっていきたいというふうに思いますけども、ただ、あくまでもやるのは私ども東大和市役所というか、行政が主体になってやるという考え方ではもうこれからは成り立っていかないというふうに思っておりますので、一緒になって、あるいは私どもがバックアップをしながら、そういうこと、企画等につきましても、やはり商売というか、そういうふうなことをしている方々が中心になって考えて、その種というのは私どものほうでも、こんなことはどうだろうとか、いろんな提案は積極的に対象者とい

うか、そういう事業者の有志の方含めていろいろとしていければなというふうに思っております。

これからもう少しで結構おもしろいものが出てくるかなというふうな思いもございまして、楽しみに私自身もしてまして、多くの方々にもいろんなところで御尽力をいただければなというふうに思っております。

以上です。

○5番（二宮由子君） いろいろと市長の御答弁の中でも、もう一步踏み出すというふうにおっしゃっていましたが、最終的にはうまかんべえ～祭は3回を終え、今度グランドチャンピオンですか、グルメコンテストとして当市の名産、特産品を選ぶということですが、それ以降もぜひ形を変えて継続したいという思いであるというような形の御答弁であったのではないかと私は認識させていただきました。

続きまして、事業の充実、発展、市長のおっしゃるような発展についての考えはについてですが、御答弁の中で、他のイベントとのコラボや工夫でさらなる産業振興の発展につながることを期待しているという御答弁をいただきました。今市が想定している他のイベントというのはどのようなイベントなのか、具体的に伺います。

○市民部長（関田守男君） この具体的なイベントということでございますけども、うまかんべえ～祭については第1回、第2回の開催で交通機関の協力を得ましてウォーキングイベントを同時開催しております。3回におきましても、これに加えて、公園管理事業者による歩き方教室を同時開催したところでございます。

今後さらなるにぎわいの創出というようなことから、既存の事業でありますとか、あるいは新たな事業とのコラボレーションということにつきましては、実行委員会と協力しながら、あらゆる機関でありますとか組織、これらと連携しながら検討していきたいというふうに考えておきまして、現状では、具体的なイベントの絞り込みまでには至っていないという状況でございます。

○5番（二宮由子君） 現状具体的な他のイベントというものはまだ想定されていないということですが、私自身、他のイベントとコラボするというふうなことを御答弁いただいたときに、他市とのイベントというふうに少し感じました。他市とのイベントとコラボすることによって当市の知名度も上がりますし、これがきっかけとなって当市を訪れる方もふえますし、当市を訪れる方がふえれば市内で飲食もしていただけますし、うまべえの関連商品をおみやげに買ってくださる方もいらっしゃるでしょうし、来ていただいた方が例えばブログだとかツイッターだとか、投稿していただければ、この東大和市というものが全国的に広がりますし、またそれを見た方が、あら東大和市ってこんなかわいいもの売ってるのねとか、こんなにおいしいものがあるのねというふうに思っていいただければ、またその方々が来ていただけるというような、相乗効果があると思うんですね。それこそが当市の、市長もおっしゃっている産業振興の発展に大きくつながるのではないかと考えています。

なので、ぜひ他市のイベント、喜多方市でもいいですし、近隣市でもいいですし、ぜひ積極的に他市のイベントにも、うまかんべえ～祭と合体ではないですが、規模はうまかんべえ～祭ほど大きくないかもわからないんですが、一応コラボをした形で当市の知名度アップにつなげていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 他市との連携ということでございますけども、その前に、先ほど歩き方教室と御答弁させていただきましたけども、走り方教室の誤りでございます。訂正させていただきます。

他市との連携ということでは、非常に最近話題になっております例えばゆるキャラのイベントなんかもございまして、そういう他市との広域的な連携というのが発信力からして、1市でやるよりは経済的な効果が

あると、こんなふうに考えております。

今年度、当市におきましても多摩3市うまいものフェアというのがございますけども、これは当市において実施する予定でございますが、ただ広域というところで御質問で、さらに地域の広域化等々考えたときに、この産業振興に結果としてつながるようなことに、どんなことができるかというようなことにつきましてはさらに研究をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今部長の御答弁でゆるキャラという言葉が出ましたので、他のイベントとのコラボで申し上げますと、当市でいうグルメキャラクターのうまべえ、それはほかのイベントにもたびたび登場します。うまべえというのはどこへ行っても大人気でして、先日開催された環境市民の集いでも、非常に暑い日でしたが、午後の一番暑いときにうまべえが登場して会場を回りました。うまべえを見つけた子供たちというのは大喜びで、抱きついてきたり、握手したり、写真を撮ったりと、うまべえが登場するだけでその場が盛り上がるというか、非常に人気があって、うまかんべえ～祭の宣伝効果もありますし、もちろん市内のイベントであれば、うまべえを皆さんに知っていただくという効果もありますし、市外のイベントであれば、東大和市の知名度向上にもつながると大いに期待されるんですね。先日開催されたうまかんべえ～祭には、喜多方市のキャラクターのみんなべえというのが初登場しました。

そこで今後、例えば東大和市が喜多方市のイベントに市のPRなり物販なりでそちらに出向いた場合には、うまべえが喜多方市への、これは出張という言い方がいいのかどうかかわからないんですか、その可能性があるのかどうか伺います。

○市民部副参事（小川 泉君） うまべえの喜多方市への出張についてでございますが、第3回のうまかんべえ～祭では喜多方市からみんなべえに来ていただきました。可能な機会を捉えまして、うまべえが出張するというのも一つの交流の形であるのかなというふうに捉えておりますので、今後、喜多方市への出張につきましても研究をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 研究をしていただくのもいいんですけども、何か課題というのがあるのでしょうか。例えばうまべえが出向く場合の課題というのがあるようでしたら教えてください。

○市民部副参事（小川 泉君） 課題と申しますと、うまべえにつきましては、出張するに当たりましては、うまべえの交通費、宿泊費等、予算の問題等もございます。その辺も含めまして検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、費用対効果というのは非常に絶大なものがあると思いますので、東大和知名度アップのためにもぜひその予算というのとはとっていただきたいと思います。

続きまして、御当地グルメの選定及び活用はについてです。

昨年度までの入賞と合わせて7つの候補から選ばれる、次回開催の第4回のうまかんべえ～祭というのは、第1回から第3回までの入賞団体によるグランプリ決定戦、これぞ東大和と呼ぶにふさわしい御当地グルメが決まる重要なコンテストだと私は思っていますが、まずそれに間違いがないのか確認をさせていただきます。

○市民部副参事（小川 泉君） 第4回のグルメコンテストについてでございますが、第4回のグルメコンテストにつきましては、そのあり方についても実行委員会のほうと、先日開かれました反省会の中でいろいろと議

論がされているところでもあります。具体的なところにつきましてはまだ確定はしてございませんが、引き続き実行委員会の意見を参考にしながら検討していくという段階でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 具体的なことをもろもろ含めて実行委員会の方で検討されるということですが、これは選定方法に関しても実行委員会のほうで検討されるということですが、第1回から第3回まで行った今までのようなコイン投票だけでこれぞ東大和と呼ぶにふさわしい御当地グルメを決めるというのは、少しちょっと疑問があるんですね。

ですから私思うに、できれば審査員として専門家を招くですとか、厳正な審査という言い方が正しいかどうか分からないんですが、専門家の意見なども聞きながら、本来のこれぞ東大和と呼ぶにふさわしい御当地グルメというのを決めていただきたいなと思うんですが、それに対しての対応なども伺いたと思います。

○市民部副参事（小川 泉君） 先ほども申し上げましたとおり、グルメコンテストの実行委員会におきましていろいろと反省内容が出て中、審査方法を検討する必要があるのではないかという意見も実行委員の皆さんのほうから出ております。

今議員のほうでおっしゃっていただきました専門家等を招く、そういった方法も含めまして、次回以降の投票や審査の具体的な方法につきましては、実行委員会の意見を参考にしながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、実行委員会の方々がしっかりと検討して下さると思いますが、専門家なども招いていただいて、これが東大和の御当地のグルメだと、どこに出しても恥ずかしくないような形のものが決まっていたいただきたいなというふうに思いますので、ぜひ御検討のほうよろしく願いいたします。

続きまして、今後の課題はについてです。

観光を活用したまちづくりの機運が高まる事業展開をどのように図っていくかが課題であるというふうな御答弁をいただきました。

そこで今後のうまかんべえ～祭の開催に関して申し上げますと、1回目、2回目、3回目、回を重ねるごとにお祭りの知名度も上がり、集客力もあります。市長もそれは認識されてると思いますが、またそのさまざまなメディアにもうまかんべえ～祭、取り上げられ、来場者の伸び人数からいっても、2日間ではありますが、東大和市の認知度の向上に大きく貢献しているのがうまかんべえ～祭だというふうに言っても私は過言ではないと思います。基本的にグルメイベントというのは、老若男女問わず、大人も子供も家族連れも、またお友達同士ですとか、今まで市の行事、東大和市内の行事に参加したことのない方々も会場に足を運んでいただいています。

ほかの、他のイベントとのコラボとの方向性もよいとは思いますが、例えばうまかんべえ～祭の充実、発展という中でも、私が思っているのが、毎回、今回4回目がグランプリ決定戦ですけれども、これから今後毎回使用の食材のお題を例えば一品設けてグルメコンテストを開催するという考えもあるのではないかとこのように思ってるんです。例えば今回はひがしやまと茶うどんを使用する、食材を使用する、そのお題を設けるですとか、じゃ今回は地場産のニンジンを使用するですとか、一品一品、毎年毎年お題を決めて、参加団体はそのお題の食材を生かして工夫して、各回それぞれに食材を生かしたチャンピオンを決めるなどという、プロの方、アマチュアの方、市内・市外を問わずに誰でも参加していただける事業に発展させることによって、当市の魅

力ある食文化を生かした観光事業として地域活性化につながるのではないかと考えています。

もちろん、市長もおっしゃっていたように、来場者が多い一過性のイベントではなくて、それが地域産業、うまかんべえ～祭をきっかけとした地域産業活性化につながっていただいて、本来の目的であるこれぞ東大和と呼ぶにふさわしい御当地グルメを市民総出でつくり上げるお祭りというものを充実、発展させて、継続性のある、もう何回も何回もそのお題を設けて、それぞれのチャンピオンを決めるという継続性のあるイベントとしてうまかんべえ～祭を位置づけていただきたいのですが、市の御見解を伺います。

○市民部長（関田守男君） 来年第4回ということになるかと思いますが、内容につきましてはこれからの検討ということで、先ほど来市長のほうからも御答弁いただきましたけれども、まだ未定でございますが、これぞ東大和と呼ぶに値する御当地グルメということの創出でございますが、市、事業者、市民が一体となって取り組まなければこういったことはできないというふうに認識しております。

そこで今現状では、例えば地産の食材を使用するのに、出展者の皆さんから、非常に時期的なものもありまして苦慮しているというようなお話も聞きます。そうしたこともありますので、今言われた例えば1点に絞ってどうかというようなこともございます。これらを提案いただきましたことにつきましても、今後実行委員会と検討しながら、実行委員会の意見も参考にしつつ今後検討していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひとも、地産ということに関して申し上げますと、春の時期というのが非常に収穫する品物というんですか、野菜なり、農家の方も苦慮されてると思いますけれども、時期的に少し作付をする日程調整ができるようなものがあれば、このうまかんべえ～祭の日程に少し合わせていただくような形も御協力いただけるように取り組みをお願いしたいと思えます。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、3番、尾崎利一議員を指名いたします。

[3 番 尾崎利一君 登壇]

○3番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき一般質問を行います。

1、福祉施設やスポーツ施設、防災施設などの拡充・運用について（特に国有地・都有地・市有地などの活用について）。

①市内の国有地・都有地・市有地などの現況と今後の活用について市の考えを伺います。

②防災施設についてですが、12月議会の答弁で、約14万食必要な備蓄食糧について7万食余りしか備蓄されていないという現状が明らかにされました。また自主防災組織の防災倉庫等の設置について困難な状況も明らかになっています。公有地等の活用について市の考えを伺います。

③現在の2つの給食センターは、安全で衛生的な給食という点でも、待ったなしの対策が求められています。給食は学校ごとに調理するという自校方式でいこうと決めたのに長年にわたって棚上げし、その反省も総括もなく自校方式を放棄して、しかも数少ないスポーツ施設である桜が丘広場を3,100平米削って新給食センターを建設するという計画が進められています。当初、新給食センターの建設費用を賄うために、現在の2つの給食センターの用地を売却してこれに充てるとしていましたが、私は市有地は市民の貴重な財産であり、安易に

売却することなく福祉の向上に役立てるべきと主張してきました。市の現在の考えを伺います。

④スポーツ施設については、現在でも大変不足しているのに、桜が丘市民広場が狭くなり、警視庁グラウンドも工事で6年間も使用できないということです。また新給食センター建設中は市民広場全体が使用できなくなるのではないかと懸念もあります。スポーツ環境の維持・拡充について市の対応を伺います。

⑤2つの都営団地（東京街道団地と向原団地）の空き地の活用について、また中央1丁目の未利用所有地の現況と市の考えについて伺います。

⑥30年以上にわたって未利用のまま放置されている警視庁の2万平米の土地について、市の考えを伺います。  
2、3市廃プラ施設の建設について。

①「周辺住民の理解を得ることを前提」との3市長合意を踏みにじっての建設強行方針について、市長の考えを伺います。

②現況と市の対応を伺います。

3、立川飛行場の航空機騒音について。

①2010年11月の武蔵村山市の調査によって、立川飛行場のヘリコプターが約束の高度より低く飛んでおり、時として最低安全高度さえ下回って飛んでいることが明らかになりました。それ以降の市と立川飛行場周辺自治体連絡会の取り組みについて伺います。

②今後の対応について伺います。

以上です。再質問については自席にて行います。よろしく申し上げます。

再質問については、2、1、3の順番で行いますので、よろしく願いいたします。

[3番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市内の国有地・所有地・私有地などの現況と今後の活用についてであります。市として利活用の可能性のある市有地等を把握し、利活用の方法について検討していくことが重要であると考えておりますことから、本年4月から市内に市有地等利活用検討委員会を設置し検討を始めたところであります。

次に、公有地等を活用した防災倉庫等の設置についてであります。自主防災組織が地域防災力を高めるためにスタンドパイプ等を購入する際には、コミュニティ助成事業による支援を行っているところであります。自主防災組織が防災倉庫を設置するための用地につきましても、設置場所がない場合には公園等の用地の提供も考えております。

今後は市全体の防災活動を強化していくために公有地の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、新学校給食センター建設後の2つの給食センター用地についてであります。新学校給食センターが稼働した後、現在の2つの学校給食センターの土地につきましては、今後のさまざまな事業を実施するため、売却して財源とすることを基本的な考え方としております。また社会経済状況の変化や市の施策の展開を考えた場合、この土地の利活用を図っていくことも検討していく必要があると認識しております。

次に、スポーツ環境の維持・拡充についてであります。スポーツ振興は、市民の心身の健全な発達、健康増進や精神面の充足などの観点から重要な施策の一つであります。現在市内ではさまざまなスポーツ活動が繰り広げられていますが、活動の広がりとともにスポーツ施設の不足も大きな課題となっております。

不足するスポーツ施設につきましては、これまでも警視庁グラウンドや自治大学校グラウンドなどをお借り

することで対応を図ってまいりましたが、引き続きこうした施設の利用拡大を含め研究をしてまいりたいと考えております。

なお、桜が丘市民広場の現況等、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、東京街道団地と向原団地の用地の活用についてであります。東京街道団地につきましては、東京都は建て替え基本計画を作成中であり、今後土地利用や公共施設の配置計画等を検討していくことと伺っております。

向原団地につきましては、東大和市向原地区プロジェクトの事業予定者である構成員らが施工した建築物において建築基準法違反の事案が判明したことから、東京都は平成24年11月に事業者決定手続きを取りやめ、一連の問題の整理が終わった段階で再度本プロジェクトを進めるとの表明を行いました。東京都によりますと、現時点でその状況に変わりはないとのこととあります。

次に、中央1丁目の都有地の現況と市の考えについてであります。市では当該都有地を活用して高齢者福祉施設の推進に資する地域密着型サービス施設を整備する予定でございます。このため、現在要介護高齢者の状況等を勘案し、整備の必要性を見込みながら公募に向けて具体的に東京都と調整を行っているところであります。

次に、警視庁が管理しております約2万平方メートルの土地についてであります。この国有地の利活用の可能性につきましても、市内の市有地等利活用検討委員会で検討してまいりたいと考えております。

次に、3市共同資源物処理施設の建設についてであります。施設の規模や環境対策など、具体的な内容となります3市共同資源化事業基本構想（案）がまとまりました。

今後につきましては、市民の皆様の理解を得るために意見交換会やパブリックコメントの実施等を考えております。

次に、現況と市の対応についてであります。小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合と地域住民との相互理解を深めるとともに、地域の良好な環境の維持向上及び安全の確保を図ることを目的として施設整備地域連絡協議会を設置いたしました。平成26年2月12日に第1回協議会を開催し、その後、3月15日、4月26日と計3回の協議会を開催したところであります。

今後につきましては、3市共同資源化事業基本構想（案）の説明を行った上で、引き続き市民の皆様の理解を得るために4団体で一致して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、立川飛行場周辺自治体連絡会の取り組みについてであります。立川飛行場周辺自治体連絡会は平成24年3月に発足し、立川市、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、武蔵村山市及び東大和市の8市で構成されており、これまで7回の会議を開催いたしました。また連絡会におきまして陸上自衛隊、警視庁、東京消防庁に対しまして要請行動を2回、要望書の提出を2回実施しております。

次に、今後の対応についてであります。立川飛行場周辺自治体連絡会は立川飛行場に関する共通の諸問題の解決に向け相互に協力し、情報交換、会議等を行うことを目的に組織しておりますことから、連絡会において協議しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、桜が丘市民広場の現状について御説明を申し上げます。

桜が丘市民広場の東側部分につきましては、来年度より給食センターの建設工事が始まる計画であります。

現在までのところ工事内容の詳細部分は決定しておりませんが、工事期間中も西側部分のグラウンドは使用が可能となる方向で調整を進めてまいります。

また警視庁グラウンドにつきましては、本年1月よりグラウンド北側部分でシールド立坑築造工事が始まりました。その後、これまで利用していた団体から、グラウンド部分では工事が行われていないので、工事に支障のない範囲でグラウンドを使わせてほしいとのお話をいただきました。そこで5月13日に警視庁に対しまして、安全上の配慮を十分にすることを条件に、工事が行われない日曜日に限り警視庁グラウンドを使わせてほしい旨の要望書を提出したところでございます。

今後も引き続きスポーツ環境の拡充について努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） それでは再質問を行います。

2番の3市廃プラ施設の建設についてというところから伺います。

①のところで、私は「周辺住民の理解を得ることを前提」という3市の合意を踏みにじっての建設強行方針についてということで質問してるんですが、市長の答弁はこれに直接答えるものにはなっていません。

昨年1月に3市と衛生組合の長が締結をした基本事項確認書の中で、4団体は3市共同資源物処理施設を整備するに当たって、想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提とし、協調して事業を推進する、それから住民の理解が得られたと判断された後は施設整備事業に着手する、こういうふうにうたわれていたわけです。

その後、7月には、住民の理解を得られたとは言いがたいというふうはこの4団体としての判断を示したにもかかわらず、基本構想策定委託予算を計上して施設整備事業に着手をするというのがこの間の経緯です。

これをもって私は建設強行だというふうにここで言ってるわけですが、これは建設強行ではないのかどうか、市長の見解はどうなんでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 強行かどうかという御質問でございますが、周辺の住民の方を含めた市民の皆様には御理解を得られるような努力をしていくということは引き続き行っていくと。ただし、施設自体が市民生活に必要な不可欠だということもあわせて3市の市長の中で確認をしているということでございますので、強行ではないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） この間、周辺住民の皆さんと連絡協議会ですか、開催をしてるわけですがけれども、廃プラ施設の建設について、周辺住民の皆さんの理解、得られてますでしょうか。どういう認識でしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほど副市長からも御答弁をいただきましたとおり、25年11月29日には4団体でその後の確認をさせていただく中におきましても、地域住民を含め3市全域にわたって説明を継続して行う、また住民が参画できる枠組みを早急に確立し、その信頼を得て事業を進めるということに基づきまして、今議員のほうからお話がありましたように地域の協議会をつくらせていただいております。

その中で最初のうちはけんけんがくがくいろんな御意見がありましたけれども、先週土曜日、この基本構想（案）の説明をさせていただき、御意見等をいただく中で、施設及びその周辺における環境に関する内容の御意見なり、またごみ焼却施設の御意見なりをいただいているところでございます。

引き続き、全ての方に御理解が得られたという形ではないかとは思いますが、こういった形の意見交換をしていながらより理解を深めていきたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 私は全ての人の理解が得られたかどうかを聞いてるのではなくて、大方の方の理解を得られているというふうに現状で判断してるのかどうか、その点を伺ってるんですが。

○環境部長（田口茂夫君） 会議の中で意見を発する方がちょっと偏ってるということもあります。また全ての方に関しまして賛成か反対かというふうな形の状況を伺ったわけでもございませんので、大方得られたかどうかということになりますと甚だ難しいところではございますが、引き続き意見交換を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 現状認識、大事だと思うんですよね。大方の方の理解が得られているのか、大方の方から反対されてるのか、そこの基本的な認識がはっきりしないで住民の理解を得るっていったって、どうするのという話だと思います。私も議事録も見せていただいたり、先日の5月7日ですか、傍聴もしましたけれども、全員が発言をしました。その中で、大方の方は反対だ、懸念を表明してるというのが私の認識です。そういう認識で4団体は臨むべきだというふうにまず思いますので、そういうことでぜひお願いしたいと思います。

それで、昨年8月20日に住民説明会があつて、基本構想策定予算の計上について時期尚早だという意見が出たのに対して、市長は、住民に説明するための資料をつくる予算計上なんだ、何が何でも強行しようということではないんだというふうにその場で回答されてますが、これについては立場は変わらないということでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 必要な施設だという、施設がどうしても必要だよというところは一つ押さえておかなければならないかなというふうには考えております。何が何でも強行という言葉が適しているかどうかわかりませんが、施設は必要なんだよと。そこでなるべく御理解をいただけるような努力は引き続きしていきますよ、数値を含めてということでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 何が何でも強行しようということではないんだというのは、聞く耳を持つてるということですが、ただ必要なんだということだけ今それに対して言われると全然ニュアンスが違いますよね。何が何でも強行しようということではないんだという回答を行ったのは尾崎市長ですけども、その場でね、これは変わらない、これについては変わらないということでもいいのかどうか、その1点だけです。

○市長（尾崎保夫君） 今副市長が言ったように、きちっと説明していきましようという、そういった姿勢は変わっていないつもりでございます。これからも地域の協議会等も続けていくわけですから、そういった中でしっかりと御理解をしていただけるよう頑張っていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 1月の3市長と衛生組合管理者、4団体の責任者の確認書がほごにされ、それをほごにして行った8月20日の住民説明会での何が何でも強行しようということではないんだという市長の回答もこの場で確認ができないということで、市民の理解が得られると考えてるのかどうか。私は大変市の対応は不誠実だと言わざるを得ないと思います。

それで、昨年9月議会で私、この問題、取り上げました。平成20年6月にこの議会で陳情を採択して以降、6項目について市が誠実に市民に説明してこなかったじゃないかと、5年たっても。これは説明してこなかった市の側に責任があるんじゃないかということで追及したわけですけども、このときに市がどう答弁したかということですが、まず想定地選定の合理的根拠について、想定地選定の合理的根拠を説明するに当たって、住

民説明にたえ得る資料を持っていなかったのが、基本構想（案）が策定された段階で住民説明したい、こういう答弁を行いました。この基本構想（案）、出されましたが、これで想定地選定の合理的根拠、この中に示されてるのか、どの材料を使って住民に説明するのか伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 基本構想（案）の本編になりますが、こちらのほうにございます4ページから5ページになりますが、基本構想の基本的な事項の中に基本的な方向等が定められております。その中に計画的な施設整備等々、また環境負荷の低減などなどが基本的な事項として記載がございます。また53ページのほうに3市共同資源物処理施設の基本計画というふうなところで具体的な内容等を記載しております。こういったところを活用させていただきながら説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） そもそもおかしいんですね。想定地を選定するほうが先なんだから、基本構想（案）が出てきて、その材料を使って想定地を決めた合理的根拠を説明するというのがそもそもおかしい。これが出る前に想定地選定しているわけですから。実際に今言われたページ、私も見ましたけれども、これで想定地選定の合理的根拠が示されるというふうには到底思えない内容だというふうに思います。

それから、この9月議会では、増加交通量の問題も基本構想で示されるということで市は答弁しました。ここは廃プラ施設だけではなくて、イトーヨーカドーがあり、ヤオコーがあり、マルハンがあり、学校給食センターも建設される。その全体について示されるのかっていうことで私聞いたところ、基本構想策定業務委託の中で施設設置に必要となる環境影響調査の基礎資料の作成も盛り込まれている。現在の東大和市の想定地の状況に合った環境影響評価となるはずなので、そういうもの全体が含まれているものと考えているというふうに市は答弁しています。この基本構想（案）の中で、この増加交通量の問題、どこにどのように記載されてるのか伺います。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

---

午後 2時32分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 車両の関係でございますが、昨年も基本構想（案）等を作成していく中でその辺も明らかにしていきたいという形でお答えをさせていただいたわけですが、今回作成しました基本構想（案）、こちらにつきましては昨年11月1日に契約をしてつくった状況でございます。したがって、当時大型スーパーは出店はされていたわけですが、当該予定地の北隣、こちらのほうもパチンコ出店計画があったわけですが、まだ開店等もしていない。また当該用地の南側、そちらにも警視庁の住宅が建設中であったということもございます。

したがって、あくまでも車両のシミュレーションという形で台数算定のほうは構想案の中でしているわけですが、実際には、大きい考え方といたしまして、桜街道から北から南に向かって集中するような搬入路のとり方になることがないような、そういう形にするということでこの案はまとめているものでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 渋滞が予想されるので、この施設への搬入・搬出についてはこういうふうにするということが書いてあるだけで、増加交通量については全く書かれていないということです。それについては事実上

認めた答弁だったと思います。

それから、この環境負荷の問題は、増加交通量だけではなくて、騒音、振動や有害物質も含むものですが、これについても基本構想で説明資料をつくるというふうに9月議会で市は答弁しています。具体的にはこう言っています。基本構想の中で、具体的な定量的なデータも集めていき、その集めた定量的なデータにつきましては、今後住民説明会の場において明らかにしていきたいと思っている。これはどうでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 基本的な環境保全計画の中で、水質ですとか、騒音、振動、悪臭など、また揮発性有機化合物などに関しまして一定の記述をさせていただいております。

今後につきまして、より詳細な数字等を調査を行うために、来年7月から生活環境影響調査というものを約1年半ぐらいかけて明らかにしていきたいと。本来であれば、生活環境影響調査についてはもうちょっと簡便なやり方もあろうかとは思いますが、話し合いの中でより厳格にしていこうということで、この期間を設けて調査をしていきたいということで、またその調査の結果につきましても明らかにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 記述があるということですが、定量的な数値については一切記述はありません。

それで、私は、ここは9月議会で取り上げたのは揮発性有機化合物の問題で、これ、取り上げたわけです。そのときに、揮発性化合物についてはそもそも規制基準さえない、未知の化学物質もたくさんあるという状況の中で、定量的な数値なんてそもそも示せないじゃないかというふうに質問したわけですが、それに対してこういう定量的な数値を示すという答弁だったわけです。

それで、今回このVOC、揮発性有機化合物について、住民への説明会の中でも、何割除去するということではできるけれども、定量的にこれこれ以下に抑えるということは言えませんという回答ですよね。ですから今後生活環境影響調査を幾ら1年半かけてやったって、この周辺の皆さんが一番心配しているこの揮発性有機化合物についてはどれだけ抑えるという約束もないまま進むということになるとは思います。いかがですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 揮発性有機化合物の関係でございますが、近隣でいきますと、今回基本構想（案）ができる前に、昨年2月から3月に住民説明会をした際に引用しました八王子市の2品目の施設でございますが、こちらのほうでいきますと、活性炭吸着プラス光触媒ということで、八王子市の場合は国が定めておりますシックハウス問題に関する検討会報告書、こちらの指針を準用した形でやっているというふうになっております。

したがって、多くの施設が国の定めるこのような一定の指針を基準として用いる、また大気汚染防止法に基づくVOC排出基準値、こちらのほうを参考にしている施設もございます。したがって、そういったところを総合的に考えた中で基準値の設定のほうはできるものと考えております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 住民に対する説明会の回答と違います、それはね。それはできないというのが衛生組合の回答でした。

それで、私は9月の議会で何でもこういうことを聞いたかということ、住民に説明するための資料だなんて言うけれども、実際には事業の強行のための基本構想だろう、住民に対する説明資料じゃないでしょうかというくだりの中でこの質問をしてるわけです。

それで、結果的に出てきたものは、私が先ほど言った3点について一切住民に説明する資料はないというの

がこの基本構想（案）の中身です。これで住民に理解してくれていったって無理でしょう、説明資料がないんだから。私は提案しますけれども、基本構想（案）が策定され、その中では住民に対する説明資料をつくられていません。つくろうと思えば、例えば北河内のかざぐるま、あそこはTVOCを24時間測定して表示してるわけですから、そこの施設で、例えば1年間どういう数値が出ているかという資料だっただけでなく、一切そんなものが出てこない。

ですからこの基本構想（案）の案をとって、9月までに基本構想として固めるなんていうこと、血道を上げるんじゃなくて、住民に説明するための資料を真面目につくると。こんなことは中止をして、一旦とめて、そのために住民説明を真摯に行うというんだったら、そういう努力をやるべきじゃないですか。これは市長の見解を伺います。市長がこの基本構想（案）に同意したから市民に説明されてるわけですから、これでは住民説明できないじゃないですか。市長、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 今、基本構想（案）を説明をして理解を得るべく努力をしているところでございます。そういった中で、今御意見として、そうでないという意見もございましたが、私どもとしては4団体の統一の見解としてこの案で住民の皆さんに理解を得るべく努力していきたいと、今までと同じ考えであります。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） これで住民の理解をどう得るんですか。VOCについても目標も明らかにならない。どうやって住民は理解をして、いいですよと言えるんですか、これで。心配されてる交通量についても一切資料としては出てこない。同意のしようがないじゃないですか。どうやったら住民に同意していただけると考えるんですか。資料が必要じゃないですか。この資料では不十分だと思わないんですか。いかがですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今回御提示させていただいたのは基本構想（案）という形になっております。ただ、私ども4団体のほうでは、この3市共同資源化事業の関係で、これ以上何もつからないという考えではございませんので、先ほど環境部長のほうからも答弁がございましたように、次年度になります、四季を通じた中で環境影響評価、こちらのほうを実施する形で今4団体で進めております。

したがって、そういったところの中でより現状に近い、先ほど議員から御質問がございました交通量の関係、大気の関係、その辺も今後具体的なものというのは近隣住民の方を初め3市市民の方に提示していく、そのような考えでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） それは信じられないですね。だって去年9月に私が聞いたときには、この基本構想（案）の中に定量的データも示していくと。それから、増加交通量の問題も、イトーヨーカドーもヤオコーもマルハンも学校給食センターもということも含まれて、環境影響調査の基礎資料、この作成も含まれてるといふ答弁だったんですよ。一切ない。先送りされるだけじゃないですか。その間に計画をどんどん進めていくと。これは住民の合意を得て進めようという態度ですか、これが。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今回の基本構想（案）でございますが、これから3市市民に向けた意見交換会、パブリックコメントも予定しております。そういった中で、この施設を今回の案のままで固めたわけではございませんので、まずはそういった施設の処理能力から含めて、きちんと施設の姿を固める必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

したがって、処理能力も含めた中できちんと姿を固めて、それから環境影響評価を行っていく、そのように考えております。

以上です。

○3番(尾崎利一君) 議会での答弁をどう考えているのかということですよ。9月議会で、さっき私が引用したように答弁してるんですよ、基本構想の中で示していくと。示されないじゃないですか。これはやはり基本構想はあくまで住民が何て言おうと計画を前に進めるためだというふうに理解せざるを得ません。

私はもともとこの桜が丘のこの地域への施設建設、住民の方々、環境に対する影響、健康に対する影響を懸念されて反対だということで反対運動、立ち上がりましたけれども、私も杉並や寝屋川へ行って、現にそういう問題があると、周辺住民の皆さんの懸念は道理があるという立場からこの建設には反対してきました。今の市の一連の答弁は極めて不誠実で、市民の理解を得て進めると口では言いながら、実際にはそうになってないということを指摘せざるを得ません。この施設建設については中止をし、撤回するように求めてこの項については終わります。

次に、1番のところに戻ります。

福祉施設やスポーツ施設、防災施設などの拡充、運用についてです。

備蓄食糧の関係ですが、私はこの質問の中では14万食に対して7万食余しか備蓄されていないというふうに書きましたが、他の議員への答弁で8万4,000食という答弁がありましたが、半年で1万4,000ふえるというのはかなりふえてるっていう感じがするんですが、ちょっとここら辺の数字について教えてください。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 備蓄食糧につきましては、他の議員さんの中で8万4,550食というお話をさせていただきました。昨年度25年度につきましては1万2,170食増食をしたというようなことでございます。

こちらにつきましては、備蓄の内訳としまして、小中学校の備蓄コンテナと、あと市役所等の備蓄庫が5カ所ございますので、合わせて21カ所、こちらの中であわせて増加させたということでございます。内容につきましては、乾パンとかクラッカー、ビスケット等で3万9,800食、アルファ化米、白米とおこわでございますが、4万450食、おかゆ等でございますが4,300食、合計で8万4,550食でございます。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) 防災備蓄コンテナの問題で、前も要求しましたけれども、東大和市はコンパクトな市なので、いざというときには市役所からあちこちへ持っていくんだというお話でしたが、災害時ですから、やはり身近に防災備蓄コンテナがたくさん適切にあったほうがいいというのは確かだと思うんですね。

それで、人口が急増してる桜が丘地域で、この間4丁目の開発に伴って1カ所備蓄倉庫、ふえましたけども、2カ所しかないという状況の改善を求めましたが、玉川上水駅の前の、これは公社になるんですかね、4号棟と21号棟の給水ポンプを撤去して、その後が全くあいているという状況にあるわけですが、こういうところ、東京都と交渉して、こういうところにも桜が丘地域の食料備蓄のためにコンテナをつくるということで交渉していく必要があるんじゃないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 以前もお話しさせていただいたと思うんですが、市のほうでは、避難所に防災倉庫を設置しております。備蓄庫の増設につきましては避難所からまず考えてございます。まだ小学校で未設置の学校がございますので、まず未設置の学校から設置をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) 避難所につくると、それは当然だと思いますが、人口が急増している地域に非常に薄いということも事実だと思いますので、これは提案しますので、ぜひ実現に向けて取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど答弁でもありました防災倉庫の関係ですけれども、コミュニティ助成を受けてスタンドパイプ等を準備するにしても防災倉庫が必要だと。公園を貸すということだけでも、公園に防災倉庫をつくるために建築基準法があつて、20万ぐらいないと建てられないということで、それで諦めたというところもあるというふうに市から前に伺っています。

これ、地域防災活動強化のために非常に重要なことだと思うので、東京都に使用料条例の改正を市として求めるなど、ほかに市としてもいろんな知恵を絞ってそういう困難を除去して、地域防災のために住民の皆さんやろうと思つても、手続だけで20万もかかるとてもじゃないと。これは助成金の対象にもならないということですから、ネックになっているわけですね。この点について伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 自主防災組織の備蓄庫につきましては、必要性につきましては市のほうも十分認識しているところでございます。自治会また自主防災組織のほうで防災備蓄庫を設置するような場所がない場合については、市のほうとしても公園用地の提供ということで環境課のほうと連携をとりまして、設置できる方向で働きかけているところでございます。

またただいまお話のございました建築確認を提出しなければ設置できないような用途地域の公園もございません。そのような場合につきましては、市のほうでは、公の機関が倉庫の設置の必要性につきましての理由書を作成するようなことで、自治会のほうにまた自主防災組織のほうには援助しているところでございます。ですが、都の審査会のほうで審査を受けるための審査料については、現在のところ減免規定というか減免措置がございませんので、なかなか申請料を免除するというわけにいかない聞いてます。先ほどのお話では、市のほうから要望ということでございますが、団体からの必要性ということも要望があれば、今後減免措置なりを都のほうに市としても働きかけていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） これは市もわかってるわけですよ。それで、実際に諦めたところもあるって、これは市から私聞いたことですから、だから、もう地域防災活動強化のために実際にネックになってるわけですから、ぜひこれは東京都にも要望すると、市としてもいろいろ道を考えるということでお願いしたいと思つています。

それから、③のほうですけれども、給食センターの2つの用地について、さまざまな事業を市は抱えているので、その財源として売却するというふうに答弁がありました。さまざまな事業のために売却するっていうのはちょっと意味がわからないんですが、どういう事業を想定してるんでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 第一、第二の学校給食センター、現在の用地でそれぞれの事業運営をしているところですが、今後、今進めております新学校給食センターが建設され運営となりますと、今ある現況の土地についてはいろいろな今後の利活用を考えていかなきゃいけないということで、先ほど市長答弁でも一つお話したところでございます。

その前段として、過去に第一、第二学校給食センターについては、基本的にはこれからの市の施策を進めるために売却をして財源としたいと。その売却先については、土地の売り払いでございますので、この事業にどのようなところはまだ考えを持ってるところではございませんで、今後事業展開を考えた中でそういうことも、売却も考えていくのも一つの方法であるというところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） この問題、平成20年、21年ごろでしたかね、厚生文教委員会で私委員で、いろいろ資料もいただいて、審査もさせていただいたわけですが、平成20年8月20日に企画財政部と学校教育部で調整会議

を行っています。このときに学校教育部は、第一、第二の土地の売り払いに伴う収入は給食センター建設基金として活用したい、企画財政部のほうは、第一給食センターのほうはもう当時の元気プランでしたか、実施計画でしたか——の中で23年度に売り払うことになってるので、第一は全体の財源だ、第二のほうは給食センター建設費に充ててもいいよというやりとりをこのときやっています。その後、2009年というと5年前だから平成21年ですか、5月7日に第一、第二センター敷地売却を建設資金に充当できるということで、これは市長、副市長、教育長、企財部、学校教育部で会議をして決定をしてる。

それから、平成21年9月7日の私の一般質問でも、この給食センターの用地2つを売って新しい学校給食センターの事業に充てるんだという答弁をしますし、平成24年3月の一般質問の中では、当時の小島教育長は、教育委員会としては2つのセンターは廃場としたいというのが基本的な考え、市長部局のほうで新たな給食センターの建設費がかなりかかるということなので、その財源として考えていくというふうに理解しています。企画財政部長も、第一、第二の給食センターを売って、それを財源として充てるという計画があったと。その計画は現在でも継続してるというふうに答弁しているんです。

ですから少なくとも2年前までは2つの給食センターは売って、新給食センターの建設費用に充てるという方針だったことは確かですが、現在はそうのように確定はしない、場合によっては売却しないでほかの利用も考えるという理解でよろしいですか。

**○企画財政部長（並木俊則君）** 平成24年の一般質問に対しましてそのように当時の教育長、企画財政部長が答弁したのは確認はいたしましたので、そのような内容だというふうには理解してございます。それからいろいろな経過をもちまして、新学校給食センターの建設の事業化のところに結びつけているところでございます。

当時は細かいところまでのお話はなかったというふうに記憶をしてございますが、当然のごとく、現在運営しております第一、第二の学校給食センターについては、新しい学校給食センターが全てでき上がり、建設が終わり、運営が始まって、その後撤去、それと更地にした中で土地をどうする、利活用をどうするというふうな形の段取りになると思いますので、直接的に今の第一、第二給食センターの土地の売り払いが新しい給食センターの財源というふうなところでイコールにということが、年度が違いますのでできませんけれど、総体的に新しい施策を進める中では、いろいろな事業のほうに充当していきたいという考えでございました。

その後、いろいろと社会経済情勢も変わっております。また土地の利活用についてもいろいろと市内に限られた土地でございます、市有地もそうでございます、国有地も所有地もそうでございます。現在検討のほうを進めてございますが、そういったことの中でも第一、第二学校給食センター、現況のセンターの土地の利活用については十分な慎重な考えのもとに検討していかなきゃいけないというふうな論議もしております。

ということで、基本的には売り払いということは財源的なことと考えてはいますけれど、これからの施策を進める中で利活用も十分検討したいということでございます。

以上でございます。

**○3番（尾崎利一君）** 私はずっと言ってますけれども、2つちょっと今言いたいことがあるんですが、一つは、やはり市民の貴重な土地なので、やはり売り払うことではなくて、市民の福祉の向上に役立てるという点での検討が必要だというふうに思います。これは要求です。

それからもう一つは、市はこの間、基金を1年間で13億円ためたりとかということで、大分基金を積み上げてます。目標額を聞いても、目標額を明確にしないでどんどん積み立てるという方向を示してる。その中の一つで給食センターの財源ということも言ってるわけですね。

一方では、給食センターをつくるために2つの現在の給食センターの用地を売却するんだ、そのもう一方では、給食センターの建設費用のために積み立て、もっとも必要なんだということで、国保税の値上げやごみ有料化等をやりながら、市民負担をふやしながら基金を積み立てていくという、この何か、やらぶつたりじゃなくて、正確に何と言ったらいいのかわかりませんが、都合のいいようにその時々で使い分けられては困るということだけ指摘をしておきます。

④のほうですけれども、桜が丘広場の給食センターにかかわって、用地以外のところが資材置き場などにされて使用できないということはないようにぜひしてほしいと思ってるんですが、先ほど答弁で、そういうふうにはならないよということですが、基本的に3,100平米の建設用地の中で資材置き場等も含めて手当てをしてもらうということでもよろしいのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 桜が丘市民広場につきましては、先ほど教育長答弁でも御説明させていただきましたけども、来年度、給食センターの建設工事が始まるということでございます。

そういう中では、全てが現在工事の内容が決まってるわけではありませんが、やはり利用している団体の皆様もいらっしゃいますので、その工事があることで使えなくなってしまうということは絶対避けなければいけないなというふうに私ども担当部としては考えてるところでございます。ですから資材置き場として新たに工事現場としてふえてきてスポーツができなくなると、そういうことは私どもとしてはできるだけないように調整をしていきたいと思ってるるところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 大変利用者の方々には心配しています、今からどうなるんだろうということ。ですから今からぜひ手を打っていただいて、そういうことのないようにぜひお願いしたいと。

それから、警視庁グラウンドの利用について、このままだと6年間利用できないということで、5月13日に要望書を出していただいたということですが、その後の状況があれば伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 警視庁グラウンドにつきましては、先ほど5月13日付で要望書を出させていただいたわけですが、その後の回答についてはまだいただいておりませんので、今後回答いただけるというふうに認識しております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 6年も利用できないっていうことになるのかなりの長期になりますので、これはぜひ利用できるように引き続き努力をお願いします。

それで、いずれにしても、一方で桜が丘広場が狭くなって、それにかかわって警視庁グラウンドだの、自治大の学校だのということやっても、警視庁グラウンドも6年使用できないかもしれないという状況もあるわけですから、現実に半分もうすぐ使えなくなってしまうと、桜が丘広場は、半分じゃないか、3,100平米ですけども、使えなくなるということですから、新たにいろんな努力をしていただかないといけないと思うんですが、これは他市ですけど、武蔵村山で東経大のグラウンドとか、あと武蔵村山病院の隣に真如苑の芝生広場というのがあって、私最近よく武蔵村山病院に行ったりするんですけど、かなりあいているなっていう感じもしてるので、こういうところもぜひ東大和市民が使えるように市としても努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 武蔵村山市内の真如苑あるいは東経大のグラウンドの件でございますが、真如苑のほうは、社会貢献の一環で地域社会の方々のスポーツ振興を目的に、武蔵村山市と立川市にまたがって

るグラウンドあと体育館、テニスコート、こちらを無償で開放してるそうでございます。スポーツ団体が利用する場合は、まず団体の登録をしていただいて、利用に当たっては前々月の一日に一斉抽せんという形で行っているそうです。無償でありますから、かなりの倍率があると聞いてございます。

また尾崎利一議員さんから今お話がありました芝生広場につきましては、ここはサッカーの公式試合ができる芝生のグラウンドでございます。フェンスの高さが低いことから、利用は女子と小学生に限定しております。また芝生の養生の関係から使用も土日限定という形だそうでございます。地元の武蔵村山市と立川市のサッカー協会がかかわる大会のみ貸し出しを行っております。地元への社会貢献が目的の施設ということでございますので、東大和の団体が使うという場合は、御相談には乗らせてほしいということでございました。

また東京経済大学のグラウンドにつきましては、学校の施設でございますので、貸し出しは行ってるんですけども、優先順位として、体育会系の利用、それと体育会系の同好会、あと学生、教職員、卒業生、その後その他の者とされておりますので、順位づけが低いことから実際の利用はかなり難しいとのお話でございました。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 今2例出して、市のほうでもいろいろ調べていただいたようですけども、使えるものについてはぜひスポーツ団体等に周知をしてもらいなり、真如苑のほうは今立川と武蔵村山の2市については貸し出してるということですので、東大和でも使えるようにぜひ取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

それで、このスポーツ環境の維持・拡充ということで、都有地等の活用をどうするかということで先日調布市に行ってきたんですけども、調布飛行場の周辺ですね。米軍基地203ヘクタールのうち調布市の部分が103ヘクタールあります。昭和40年から返還が始まって、48年には全面返還されました。調布、府中、三鷹の3市と東京都で協議をして、米軍基地内にも運動施設があって市民に開放されてたという経過もあって、もう一つ、調布飛行場との関係で大きな施設は周辺につくれないということもあって、スポーツ施設の面数、スポーツ施設を後退させないでほしいという交渉を3市と東京都がやったそうです。東京都は、そういうことであれば土地を買ってくださいという話を最初したようですけども、結局は、地面は東京都のもの、上物は各市でつくってスポーツ施設をつくったということになってます。

都立の武蔵の森公園、39ヘクタールあるんですが、その中に調布市の施設としては、野球場1面、少年野球場2面、サッカー場で5ヘクタールぐらいの立派な施設がつくられて、市民優先で都民なら借りられるというふうになっている。ほかに神代植物公園の中の調布市総合体育館の土地も東京都のもので無償使用、それから多摩川河川敷の多摩川緑地公園、ここは野球場とゲートボール場、テニスコート4面とクラブハウス、50メートルプールと25メートルプールと変形プールがありますけれども、これも京浜河川事務所と交渉して土地は無償使用ということで、そういうところを使ってスポーツ施設をつくってるということです。

それから、話を米軍基地の跡地のほうへ戻すと、下水道処理場用地として27ヘクタール都有地がありますが、ここはまだつくられてないと。これは全部調布と府中市の運動施設になっています。これもすごいですね、14ヘクタールぐらいは調布分だと思えますけども、野球場5面、少年野球場3面、ソフトボール場1面、サッカー・ラグビー場1面、サッカー場1面、少年サッカー場1面等々です。これも市民優先で都民だったら使える。これは無償で貸し出されてるということなんです。

この下水道処理場のほうは、処理場の施設の性能向上などによってもしかしたら東京都はつくらないかもし

れないと。つくったとしても、27ヘクタールのほんの一部につくることになるのではないかとということなんです。ですから、暫定使用と言いながら、大半はずっと使える見込みだという状況になってます。やはりこれは東京都との粘り強い交渉があってこういうことが実現してるということでした。

これ、聞いてきたのは、暫定の無償使用の問題をちょっときょう伺いたいと思ってるんですけども、警視庁は30年以上未利用になってますけど、参議院宿舎、それから参議院のテニスコート、これが更地になって何年たつのか、それから向原団地と東京街道団地については、最後の棟が完成してからこれまで何年ぐらい経過してるのか伺いたいと思います。

○**企画財政部参事（田代雄己君）** 参議院の青梅橋寮の跡地につきまして、建物が解体された時期というのが平成20年3月ごろということで聞いております。

以上でございます。

○**都市計画課長（神山 尚君）** 向原団地と東京街道団地についてであります。直近で最後の住棟が建ち上がった年度であります。向原団地は平成13年度ですから大体十二、三年、東京街道団地につきましては平成21年度ですので大体5年ぐらいということです。

以上です。

○**3番（尾崎利一君）** これは参議院宿舎ももう6年たつと。向原団地は十二、三年、東京街道団地は空き地になってから5年ということで、使われなくなって次の計画が立つまでに5年、10年、警視庁のほうは30年以上もう経過しているわけです。あつという間に10年ぐらいたってしまうわけですね。

それで、今スポーツ施設も大変な状況だという状況の中で、こういうものについて無償使用とか無償管理、立川市は前、議場で言いましたけど、国有地を無償で管理してあげるという名目で無償使用でたくさんグラウンドを国有地グラウンドにして立川市が貸し出しているわけですけども、そういう形での検討をすべきではないかと。ああいうところ、建物がなくなると固定資産税もかからない、所在地交付金も入らなくなるわけですよ、市にとっては。ですからやはり市としてそういう暫定使用で無償で管理しますよというような形での使用をもっともっと食欲にやっっていくべきではないかと思いますが、その点についての見解を伺います。

○**企画財政部長（並木俊則君）** 国有地と都有地等という中の国有地のほうで今お話をいただいたところですが、全体的に今警視庁が管理しております国有地のほう、約2.2ヘクタールと言われてるところでございますけれど、こちらについては今までも答弁等させていただきましたが、現在庁内で検討委員会も設置しまして、この2.2ヘクタールの国有地についても利活用ということで、庁内のほうでいろいろなことを検討しているという状況で、当然のごとく、国のほうと関東財務局のほうともいろいろな交渉を引き続き行っているところでございます。

また参議院のほうの跡地でございますが、御案内のように、現在参議院のほうは所有が参議院の部分と財務省の部分と2つになっておりまして、こちらについては将来的には参議院のほうで使用しないということになりますと財務省のほうの財産になりまして、東日本大震災の復興の財源とするということで売り払いというような方針が出ている部分もございまして、今御質問者のほうでおっしゃいました暫定的な利用云々ということもいろいろな情報を得た中で、ある程度期間が長くないと暫定利用についてもいろいろ設備投資等の費用もございまして、今いろんな土地の利活用について検討している範疇にその両方の土地も入っておりますので、今後も十分な検討をしていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 警視庁の土地のほうはちょっと後でまた質問しますが、桜が丘市民広場が3,100平米削られるということについて、平成20年当時ですかね、学校教育部と社会教育部で協議をしていて、そのときに市営住宅用地、このいただいた資料の中の第四の市営住宅の用地ですかね、ここについて社会教育部のほうで、例えばゲートボール場をつくるとか、それから駐車場にするとかっていう活用をできないだろうかということが社会教育部のほうから出されたことがあります。この第四市営住宅、全体の面積は資料でいただいているんですが、未利用地については、大まかで結構ですけれども、どれぐらいになるのか伺います。

○総務管財課長（東 栄一君） 市営住宅における第四団地の空き地面積の件で御報告いたします。

敷地面積全体は3,398.28平方メートルで、そのうち空き地面積は2,430.82平方メートル、約72%程度が空き地になってございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） これは当時は暫定利用はなかなか難しいという話でそのままになってるようですが、やはり桜が丘市民広場、B面がなくなるということで、B面はゲートボールやグランドゴルフなどがかなり使っていた面になるので、これは暫定的にでもぜひそういう検討をすべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 市営住宅の空き地でございますけれども、財産としては行政財産という位置づけに今なっております。市営住宅の今後をどうするかという問題も絡んできますので、住宅用地として引き続き使っていくのか、あるいは別のものというふうに考えていくのか、その辺の判断がまだついておりませんので、その動向によって他の施設への転用が可能なのかどうかは検討したいというふうには思っています。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 先ほど言いましたけれども、検討していると5年、10年すぐたつんですよね。現実には、警視庁のグラウンドが6年使われないかもしれない、来年から3,100平米なくなっちゃうということはもう明らかなので、当面のことでもどんどん手を打って市民の要望に応じていくという検討が必要なんじゃないかということなんです。これは市長いかがですか。市長じゃないとなかなかこれ。

○副市長（小島昇公君） 検討すると5年たってしまうというお話もございましたけれども、いつできるかも含めて検討したいと思います。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 何か謎解きのような答弁ですけども、私の趣旨はおわかりいただけると思うんです。やっぱり調布の例なんか見えて、暫定利用というのはなかなかいい手だなというふうに思うわけですね。暫定的に使ってそれをそのまま将来的にも使っちゃうということも場合によっては可能になるということですし、それから⑤のほうですけども、中央1丁目のほうは検討いただいているということでぜひよろしくお願ひします。

それから、団地の空き地の活用について、これもいろいろ計画策定中だの何だのという話ありましたけれども、向原団地、もう十二、三年そのままだということですから、これ、リーマンショックで一度立ち消えになって、それでまた今度建築基準法違反で立ち消えになって、ここへ来てまた消費税の増税ですから、どうなるかわからないということだと思います。

それで、昨年5月に東京都に特養ホームなどの建設について要望を出しにいったときに、この都有地活用という点でいうと、やはり都営住宅の建てかえに伴って創出された土地が一番使いやすんだという話を東京都

もしてるんですよ。ですからここをぜひ活用した特養ホーム、認可保育園等の建設ということで市としても東京都に精力的に働きかけをしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいまの向原のほうの計画につきましては、最後に建物が建ち上がったのは平成13年ということで、その後、創出用地という扱いを初めて東京都が行い、そこに向原地区のプロジェクトを立ち上げたという経緯がございます。それが残念なことに、実際に着工されるあと一歩というところであのような建築基準法に不適合の事件が発生してしまったということで、その処理に時間を要している。またこれにつきましては、今尾崎議員から指摘ございましたように、向原プロジェクトを進めるための地区計画といったものが係っているためになかなか他の土地利用について自由度のあるものでは現在ございません。

それで、そういった反省も込めておりますけれども、東京街道団地につきましては現在建て替えの基本計画をつくっているところですが、そこでもし創出用地という扱いができるエリアができるのであれば、そこについては自由度の高いものを計画できるように、地区計画等の決定も市と連携して行ってほしいというふうなことはもう既に申し入れているところでございます。

向原について、なかなか以前発覚した問題の整理がつかないというのがまだ見解なようですので、そちらについてはまだはっきりとしたことがここでは申し上げられませんが、都としては前回プロジェクトを進めるといった方針に今のところ変わらないといったこととございますので、少し時間がたっておりますけれども、まるっきり同じものということではなく進むにしても、新しい状況に沿ったものということ等は考えてくると思っておりますので、この辺については状況を市のほうでもきちんとつかみ、今後協議していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 向原住宅、最後の棟が建ってから12年だけでも、実際に計画ができたのはもっと後だという話ですけども、いずれにしても、あっという間に時がたって、市民の目から見るともう10年以上空き地のままだということになってるわけですので、東京街道団地についてはぜひそういう形で進めていただきたいと思えます。

⑥のほうですけども、ここの警視庁の2万平米ですね、もう残っている土地はね。この土地は市の発展を阻害してきた米軍基地の跡地で、国も東京都も30年以上にわたって未利用のまま放置をしてきた土地です。やはり無償提供を受けるべき土地だと私は考えてるわけですけども、このことを主張しつつも、無償管理などの実績を積んでいくべきではないかというふうに思うんです。警視庁グラウンドが使用できないかもしれないという状況下で、グラウンドとして最低限の整備をして市民に開放するなど、無償管理の実績を積んでおくべきではないかと。

というのは、以前に市の答弁で、警視庁は近々国にこの土地を返すという意向のようだという答弁がありました。これ、国にこのまま返されてから交渉すると難航するのではないかと思います。ですから現段階から何らかのそういう無償管理も含めた実績を市として積んでおくということを至急検討していただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 警視庁の管理している約2万2,000平米の土地ですけども、こちらにつきまして警視庁が管理しているということで、仮にこれをお借りする場合には行政財産の目的外使用ということになります。ということは、一時的な使用にしか現時点ではならないということとございます。

また財務省に引き継がれた場合の対応につきましては、現在市有地等の利活用検討委員会がございまして、

そこで将来的に財務省に引き継がれた場合には、市のほうに取得要望という形で確認の情報提供があるというふう聞いております。そのときには、利用計画をつくって国に出すとか、そういう手続がないと、国の財産ですので市のほうの考えが通らないということも聞いておりますので、そういう意味でも今検討委員会を開催しているというような状況でございます。

ですのでその利活用につきましては検討委員会のほうで十分検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 今答弁いただいたことは私も国のホームページ等を見て承知しています。それで検討委員会でやるということなので、ぜひきっちりとした検討をお願いしたいと思うんですが、検討する、検討すると言っているうちに2万平米は東京都に売られて、東京都が家族宿舎を建て、1万1,000平米は警察犬の訓練施設ということでどんどん進んでますので、早急に検討をお願いしたいと思います。

それから、3番目、立川飛行場……

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時30分 休憩

---

午後 3時40分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（尾崎利一君） 3番目の立川飛行場の航空機騒音についてに移ります。

資料をいただきましたけれども、周辺自治体連絡会の会議記録、8市でさまざまな努力をいただいているという点、評価をしたいと思えます。この会議録の中で、東京都に窓口をつくらせるべきだという考えで動いていると。横田も青島都知事を視察に呼んで、それで初めて、それまで土地利用程度の窓口しかなかったのを、きちっと横田基地の窓口を設けさせたという事例なども挙げて、東京都に窓口をつくらせるべきだという考えで動いているようですが、この点、この会議録では東京都が一度オプザーバーで来たという状況がありますが、その後何か動きがあれば伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 連絡会のほうで東京都の職員を平成24年度呼んでいるわけなんですけれども、窓口としましては、まだ東京都では担当は決まってないというふう聞いております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） そこが問題じゃないかということで8市で議論して、何とか窓口をつくらせようということでの動きがあるようで、これも大変大事な動きだというふうに思います。

それで、①のこの間の動きでいうと、8市で何回か申し入れをやってますけれども、2通りの申し入れを行ってます。総合的な立川飛行場に対する申し入れと、それから防災航空祭、特に編隊飛行を中止してほしいということを中心とした申し入れ、大きくいえばこの2通りですが、相手側の回答はどのような内容になっているのか、概括的で結構ですので伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 口頭でお話をいただいているような状況でございますけれども、防災航空祭のほうにつきましては要望の趣旨を理解していただいて、飛行につきましても最小限の飛行に配慮したいというようなコメントをそこでいただいているというふう聞いております。

また総合要請のほうにつきましても理解していただいているということで話をいただいておりますけれども、例えば、今回私も26年2月に陸上自衛隊のほうに要望書を提出に行ってきました。そのときには、要望書を受け

まして、地域の皆様の安全や安心を獲得できるように自衛隊のほうでも努力したいという話と、あわせて、やはり訓練という性格もあつたりしまして、目的が地域の皆様の生命や安全、財産を守るというようなこともありまして、その辺を両方を両立するように努力したいというような話もありました。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） これまでとも関係して、②の今後の対応ですけれども、この会議記録の中で、立川飛行場の騒音、これはかなり生活に影響があると東京都は認識しているというふうにこの会議記録に出ています。それで、立川飛行場のヘリコプター騒音についての苦情は、立川が74件で8市の中で断トツですけれども、その次は東大和で18件、その次は武蔵村山14件、小平12件というふうになっています。こういう点でいうと、東大和市はこの8市の連絡協議会の中でも大きな役割を果たしていく必要があると思います。

ただ、この会議記録を見ていると、申し入れ書などもほとんどは立川市が持って行って、東大和市などは市長の判こは押すけども、持って行くのはほぼ立川市という状況になってるようなんですね。やはり単独要請のときは理事者が行くけども、8市合同になったら市から誰も行かないというような、2月は田代参事が行かれたようすけれども、そういう状況はやはりまずいのではないかと。今後やはり市長なり副市長なりが立川市と一緒に足を運ぶという必要があると思いますが、この点いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 要請行動のときに、やっぱり大事な課題というふうには捉えておりますので、私どもで行かせていただくことは全然問題ないと思っておりますけども、立川市さんの考え方とか、ほかの市の状況等もございまして、総合的に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） やはり市長、副市長が行くということは、東大和市民の声を代表して行くということになりますので、他市がどうであろうとそういう姿勢でぜひお願いしたいというふうに思います。

それで、このヘリコプター騒音の問題は、この質問書でも出してますけども、2010年11月に武蔵村山市がルートと飛行高度の調査を行いました。それで、その結果、約束の高度が守られていないどころか、最低安全高度さえ下回って飛んでいるという事実がこの調査で明らかになったわけです。この段階で僕はやはり新しい段階にこの問題来てると思うんですね。そういう状況の中でこの8市の連絡会もつくられるようになったというふうに理解してます。こういう状況ですから、相手が幾ら守ってますといってもだめで、本当に守ってるということをきちっと証明してもらう必要があるというふうに思います。

この会議録の中で立川飛行場の管制塔の中も8市の連絡会で見せてもらったということを書いてありますけれども、航空機の位置と高度については、この管制塔できちっと掌握をし、航跡についても記録されるというふうに私は理解してます。それがなければ管制もできないわけですから、そうすると、実は最低安全高度を下回る危険飛行をしているのかいないのか、約束の高度やルートを守ってるのか、守ってないのかというのは、当事者である管制業務を担っている自衛隊は自分でわかってるはずだと思うんですね。そういう点でいうと、こういうデータの提供を求めるといった必要があると思いますが、この点いかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 会議録のほうで立川飛行場の管制塔の中を見させてもらったということで話がありまして、これは平成24年度の実績ということで会議録に残っているものです。その当時の担当が今いないということで詳細はわからないんですが、ただ、私が26年2月に行ったときにも同じように視察がありまして、そこで管制塔の中に行ってきました。そのときには、ちょっと専門的な話と、たくさんの方がいたんで本当に概略的な話でして、例えばヘリコプターの運航時間だったり、管制官がいらっしゃいますけれども、その役割

だったり、そういうお話を受けてきました。

ただ、私のほうから管制官の職員の人に飛行高度というのは守られているんですかという話をさせていただきました。そのときには、自衛隊にも飛行高度を守るような安全基準としまして、運用基準というんですかね、飛行の基準があるそうで、それを守ることによって最低安全高度を守っているということです。また操縦につきましても、1人で担当しているものではなくて2人で見てるということで、最低安全高度は絶対に守ってるというような説明は受けてきました。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) 守ってないとは言わないと思うんですよ、やはり。先ほどちょっと説明しましたけども、最低安全高度は、これは下回ると危険飛行になるわけですけども、同時に協定で定められた高度というのは最低安全高度を上回る高度なんですね。日常的に見ていてもこれはかなり低くなって思うこと、私はあるんです。ただ、目視ですから、やはり何メートルっていうのはわからないわけですけども、これは横田区域の関係で余り高いところを飛べないわけですね。飛べるところは限られている、狭い高度に限られてる中でこれは低いなと感じるということは、低いところを飛んでるということなんですよ。現に武蔵村山の調査でもごらんになってると思いますし、私もかつてここでも取り上げましたけども、大半がこの約束の高度を下回って飛んでるという結果でしたし、そのうちには最低安全高度を下回る飛行もあったというのが武蔵村山の結果です。

ですからデータの提供を求めるなり、8市でも改めて飛行ルートと高度の調査をするなりという提案を東大和市としてこの8市の連絡協議会の中でも行っていくということもぜひやっていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 平成24年度から8市でこういった会議を設置し、要請行動などをしてきた効果かどうかはちょっとわかりませんが、24年度、25年度の市民の方からのヘリコプターに関する苦情というのは、24年、25年度につきましては2件ずつという状況で大変少なくなってきております。今、議員からお話がありました高度測定などにつきまして、この8市の会議の中でどう取り扱っていくかどうかということも含めまして、少しお話し合いをしてみたいなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) これ、なかなか8市のこの会議録の中で、騒音的にはかなり生活に影響があると東京都も認識してるんだ、そういうことから言えば、東京都にも窓口をつくらせていく必要があるし、そういう可能性はあるんだという議論がされたりしてるという状況からも、やはり一定の段階で武蔵村山がやった調査を8市としてもやってくと。それから、以前広島の例で視察に基づいて提案した目撃調査票などを8市で共通して使用するというような形で、このヘリコプターを、きちっと騒音の問題、それから安全性の問題含めて、8市がきちっと監視してるんだよという状況をつくって、約束を本当に守ってもらうということがまずこの問題での第一段階であるし、武蔵村山がやった調査結果以降の新たな段階だというふうに思います。

それで、今このところ苦情が減ってるという話ありましたけども、これは私、前も質問のとき言いましたけども、共産党でやったアンケート活動などの中ではかなりヘリコプター騒音の問題は挙げられていて、引き続きやはり大きな要求にもなってますので、ぜひこの8市連絡会、せっかく立ち上げたものを活用していただいて、市民の安全を守る、それから騒音から守るということで取り組みを進めていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 中 間 建 二 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成26年第2回定例会における一般質問を行います。

初めに、地域包括ケアシステムを構築していくための取り組みについて伺います。

当市の第5期介護保険事業計画においては、高齢者が住みなれた地域で自立して日常生活を送ることができるよう、地域ぐるみで高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの実現を目指すことが明記をされております。また国においては去る5月15日、それぞれの地域事情に応じた地域包括開発ケアシステムを構築することを柱とした地域医療・介護総合確保推進法案が衆議院を通過し、今国会での成立が確実視されている状況であります。

当市においても、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、当市にふさわしい地域包括ケアシステムを着実に構築していく必要があると考えます。

そこで以下の3点についてお尋ねいたします。

1として、地域医療・介護総合確保推進法に対応した課題についてどのように認識をされておられるのかを伺います。

2として、第6期介護保険事業計画策定のためのニーズ調査等の結果からどのような課題が浮かび上がってきているのかを伺います。

3として、当市にふさわしい住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していくための地域包括ケアシステムの構築をどのように図っていくのかを伺います。

アとして、地域ケア会議の現状と充実強化について。

イとして、認知症初期支援チームの整備について。

ウとして、生活支援コーディネーターの配置について。

エとして、介護サービスを担うNPOやボランティア等の人材の育成についてお尋ねいたします。

次に、効果的な高齢者見守りネットワークの構築について伺います。

当市においては、新聞販売店や郵便局など、日常的に地域を回っておられる民間会社の御協力を得ながら、高齢者見守りネットワークの構築に取り組んでおられます。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯がますます増加していく中で、このような見守りネットワークの構築は高く評価をするものであります。

そこで1として、高齢者見守りネットワーク事業の推進状況について伺います。

2として、今後さらに取り組みの強化を図るためには、本年8月からの実施に向けて準備が進められております家庭ごみの戸別収集における見守り活動の充実を図っていく必要があると考えますが、御所見を伺います。

次に、健康増進計画策定に向けた取り組みについて伺います。

当市の健康増進計画については、今年度中の策定に向けて検討が進められていると認識をしております。一方、新聞報道によれば、政府においても、特定健診を受診し保健指導を受けるなどの健康づくりに励む被保険者にポイント付与や現金給付を行うヘルスケアポイントを制度化する取り組みを促進していく方針が示されて

おります。

私は、平成25年第4回定例会における一般質問において、健康マイレージ制度や健康キャッシュバックについて、当市における制度化の実現を求めてまいりましたが、これらの今後の方向性について改めてお尋ねをするものであります。

1として、市民の健康づくりへのインセンティブを高めるためのヘルスケアポイント付与や現金給付の仕組みの構築を図り、策定中の健康増進計画に反映させるべきであると考えますが、御所見を伺います。

次に、やまとスタンプを活用した産業振興について伺います。

今定例会におきましても買い物弱者対策の必要性について一般質問で取り上げられておりますが、買い物弱者が発生する根本原因は、高齢化の進展とあわせて、これまで当たり前のよう存在した身近な商店が廃業に追い込まれ、日常の生活圏の中に存在しなくなっていることが挙げられます。先ほどお尋ねした地域包括ケアシステムにも関連しますが、高齢者の日常生活を支えていくためにも、市民に対して身近な地域の商店で買い物をしていただく誘導策を推進することで産業振興を図っていく必要があると考えます。やまとスタンプは、市民と商店とをつなぐ有効なツールであり、やまとスタンプの利便性の向上を図ることが地域の商業の活性化、産業振興につながっていくものと考えます。

そこで、1として、やまとスタンプが満点になったカードでの市税等の納付の実施ができないか伺います。

2として、子育て家庭を応援する活用方法の検討についてお尋ねいたします。

最後に、ちよこバスの運行ルートの見直しについて伺います。

5年前に行ったちよこバスの運行ルートの変更については、市民ニーズに合わせてルートを拡大したものの、結果として利用者が減少し、市の一般財源による負担が増加する結果となっております。この点については、私もこれまでの一般質問において早急な改善の取り組みを求めてまいりましたが、ようやくこのような状況を解消すべく、地域公共交通会議において議論が進められてきていると認識をしております。

そこで1として、市民の利便性向上と収益増加を両立できるルート変更の検討状況と実施の見通しについてお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、地域医療・介護総合確保推進法に対応した課題の認識についてであります。介護保険制度の改正では、住みなれた地域での生活を継続できるようにするため、在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、要支援者の予防給付から地域支援事業への移行などが予定されております。これらの地域包括ケアの実現のため、保険者である市町村が総合的に取り組むこととされておりますが、地域資源や財政状況によっては格差が生じることも考えられ、この点が課題であると認識しております。

次に、ニーズ調査等の結果から考えられる課題についてであります。今回の調査では、要介護、要支援認定を受けている方の約7割が今後の生活の場について自宅での生活を続けたいと考えており、そのためには緊急時に対応可能なサービスや、日常的にも緊急時にも対応してもらえる医療体制が必要であると考えているという結果が出ております。これらのニーズに対応するための体制整備につきましては今後の課題であると認識しております。

次に、地域ケア会議の現状と充実、強化についてであります。現在当市における地域ケア会議につきまし

では、各高齢者ほっと支援センターが担当する地域において、個別事例の検討等をもとに個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握などを行っております。

今後高齢者ほっと支援センターと連携を図りながら、それぞれの担当する地域における課題のうち共通するものについて検討し、市全体での課題について、地域づくりや計画への反映などにつなげていけるよう会議の運営方法や体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、認知症初期支援チームの整備についてであります。現在当市におきましては高齢者ほっと支援センターが認知症支援の相談窓口として相談支援を行っております。認知症初期支援チームは国の制度ですが、東京都におきましても趣旨を同じくする制度がありますことから、当市の実情に応じた制度の導入に向けて情報収集を図り検討してまいりたいと考えております。

次に、生活支援コーディネーターの配置についてであります。生活支援コーディネーターは、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、多様な生活支援の提供と元気な高齢者の社会参加を通じた介護予防や生きがいがづくりを目的として、地域資源の開発やそのネットワーク化などを行うとされております。

今後配置につきましては、制度の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、介護サービスを担う人材の育成、発掘の取り組みについてであります。市では高齢者ほっと支援センターとともに介護サービスを担える既存のNPOやボランティア等の地域資源の把握を行い、社会福祉協議会やシルバー人材センター、NPO、市の市民協働主管課等との連携、協力を進めながら、人材の育成、発掘に取り組む必要があると考えております。

次に、高齢者見守りネットワーク事業の推進状況についてであります。高齢者見守りネットワーク～大きな和～につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせることを目指して、市内で業務を行う新聞販売店などの事業者等が業務中に高齢者の異変に気づいた場合、市や高齢者ほっと支援センターへ連絡をいただくもので、平成23年11月から実施しております。この協力機関につきましては毎年度拡大を図っており、現在57カ所の事業者に御協力をいただいております。

今後も協力事業者の拡大を図り、重層的なさりげない見守り体制の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、家庭廃棄物の戸別収集に伴う見守り活動の充実についてであります。本年10月から家庭廃棄物の有料化を実施することに伴い、8月から収集体制を見直し、原則戸建て住宅においては戸別収集を導入いたします。戸別収集を導入することで、収集業務を通じて地域の高齢者を見守ることが可能であると認識しております。

今後は、廃棄物収集事業者で構成する東大和市清掃事業協同組合が高齢者見守りネットワーク～大きな和～に参加していただくことで調整を行っているところであります。

次に、ヘルスケアポイント付与等の取り組みを健康増進計画に反映させることについてであります。国におきましては平成25年に決定されました日本再興戦略において健康寿命の延伸が掲げられ、厚生労働省に設置された健康づくり推進本部で施策の検討が進められており、この中で特定健診の受診率の向上等に向けたヘルスケアポイント制の仕組みが検討されているところであります。

市といたしましては、(仮称)東大和市健康増進計画の策定に当たり、国の動向等も踏まえ、他市で実施している取り組み事例等を参考にしながら、市民へのインセンティブ付与の効果的な仕組みの検討などを含めた計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、やまとスタンプを利用した市税等の納付の実施についてであります。東大和スタンプ商業協同組合が発行するスタンプカードにつきましては、市民の消費喚起を促す方策として有効な手段であると認識しております。このスタンプカードを活用した市税への納付の実施につきましては、現時点では地方自治法の解釈から実施は困難であると認識しております。

今後その他の活用について東大和スタンプ商業協同組合と連携し、研究してまいりたいと考えております。

次に、子育て家庭を応援するやまとスタンプの活用方法の検討についてであります。やまとスタンプを活用して子育て世帯を応援する方法を考えた場合、各店舗でスタンプカードを提示した市民の方が子育て中の世帯か否かの判断をすることが難しく、公平な特典の付与ができないことが考えられます。

その一方で、子育て家庭を応援することにつきましては、市内各店舗のサービス提供等の協力も必要であると認識しております。

今後の対応については、他市の状況等を含め調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、ちよこバスの運行ルートの見直しについてであります。平成26年5月13日に開催した地域公共交通会議において、市内をコンパクトに循環する基幹ルートと東大和市駅と玉川上水駅を結ぶ往復ルートの2ルートに見直すことについて承認が得られたところであります。

今後の予定であります。交通管理者などとの調整を経て、本年12月の新ルートの運行開始に向けて準備を進めていく考えであります。

以上であります。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○18番(中間建二君) それでは、再質問させていただきます。

今回、地域包括ケアシステムの構築の問題を一般質問で取り上げるに当たりまして、市議会公明党会派として、全国でも先駆けて地域包括ケアシステムの構築に取り組んでこられた広島県尾道市を訪れ、調査活動を行ってまいりました。また埼玉県和光市における地域ケア会議の充実を通じた地域包括ケアシステムの実践事例について勉強する機会も得ることができました。これらの先進自治体の事例を踏まえつつ、再質問をさせていただきます。

まず地域医療・介護総合確保推進法への対応ということでお尋ねしておりますけれども、この法律における最大のポイントは、これまで全国一律の基準でありました要支援者への予防給付が地域支援事業に移行されることによりまして、地域の実情に応じたサービスの充実と費用の効率化を同時に実現することであるというふうに認識をしておりますけれども、当市ではどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○福祉部参事(広沢光政君) 今議員のほうからお話がありましたように、今回の制度改正によって要支援者への訪問介護、通所介護、こちらが予防給付から地域支援事業に移行されることとなります。

これは、市町村が地域の実情に応じて住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みによりまして、効果的かつ効率的にサービスを提供できるようにすることを目的としているというようなことで私どものほうも認識しているところでございますが、その多様なサービスを実施するための受け皿でございます地域資源でございますが、こちらをいかに把握し、そして発掘し確保していくのか、また育成をしていくのかという部分が課題であるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 今御答弁いただきましたように、今回の法改正、今まだ衆議院を通過した段階であり

ますけれども、ほぼこの国会において成立することは間違いない中で、今想定され得る取り組みを進めていかなければいけない時期だと思っております。

今御答弁いただきましたように、この法律に対応した中で、今後の課題としていかにきめ細かく地域のニーズをつかみながら、要介護、要支援に該当しない高齢者も含めて、広く高齢者の日常生活を支えていくためのサービスを東大和市としてどう整えていくかが大きな課題であり、最重要のポイントであるというふうに考えております。

そこで、それぞれの自治体の独自施策ということで一点お尋ねしたいんですけども、例えば和光市においては、介護保険法の第62条に基づく市町村特別給付について、和光市独自のニーズ調査を踏まえて、例えば食の自立・栄養改善サービスですとか、地域送迎サービスなどの独自施策を実施しているということでありましたけれども、例えば当市においてはこのような法の62条に基づく独自施策ということは現在行われておりますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 当市におきましては、介護保険法に基づく市町村の特別給付、独自事業というものは介護保険法上では行っておりません。ただ、一般施策、高齢者福祉施策で、一般会計のほうから食事サービスの事業とか、生きがいデイサービス、これは介護保険外の方になりますけれども、介護保険の方ですと食事サービスとか、あるいは住宅改修の給付の上乗せ的部分とか、そういったものを一般会計のほうから行っているという状況でございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 今既に当市が取り組んでいただいている独自施策についても御答弁いただきましたけれども、当然のことながら、これまでの当市の高齢者の実情に応じたサービスを提供していただいているかと思いますが、今御紹介いただいたような中で、今回のこの法律に対応した中で、さらにきめ細やかなサービスをどう提供していくのか、またそのための人材をどう確保していくのかということが大きな課題になっていくかと思っております。

続いて、次の2番目のニーズ調査の結果から見えた課題ということで、先ほどの市長の御答弁では、7割の方が在宅生活を望んでいらっしゃるという中で、本来のこの介護保険制度が目指す高齢者の日常生活をどう支えていくかということが当然のことながら課題になってくるかと思えます。

そこで、今回の東大和市が行った日常生活圏域ニーズ調査並びに市の独自調査は、第6期の介護計画の策定に向けての調査ということで、当市としてしっかりと取り組んでいただいているものと評価をしておりますけれども、その中で、この介護サービスの需要予測というのは当然ですけども、例えば認知症高齢者の今後の将来推計ですとか、一人暮らしの高齢者世帯また高齢者のみの世帯の推計等については今回の調査から予測できるものでありましょか。

○福祉部参事（広沢光政君） ニーズ調査におきまして、また市の独自調査におきまして、認知症または一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、こういった関係の質問項目もございます。ただ、その中で、これからでございますけれども、それをもとにした中でこれから介護保険事業計画を策定していくわけでございますが、今現在その数値をもとに推計予測といいますか、そういう作業を行っているところでございます。

なお、認知症に関しましては、昨年度、厚生労働省の研究費を使った調査の中でも推定値というのが出ております。そういったものを使って出すということはできますが、今お話があったように、私どものほうとしては今回行った調査に基づいた中で推計値を出していければというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） この6期の計画策定に向けての調査ということで、当然この短期的にはこの6期の計画をどうしていくか、また一方で、この後にも触れますけれども、2025年に向けてのこの事業計画、長期的な視野も必要になってくるという中で、このあたりの将来推計についてもやはり分析をしていく必要があるのではないかとこのように考えております。

あと、今回の調査結果の資料については議員のほうにも情報提供いただいておりますけれども、この当市が行っているようなニーズ調査では、対象者の抽出調査という形になっておりますけれども、この長期的な推計をやはり正確に分析していく上では、この65歳以上の高齢者に対しては全件調査を行っていく必要があるのではないかと考えておりますけれども、この点についての御認識はいかがでしょうか。

- 福祉部参事（広沢光政君） 今御質問者のほうからございましたように、今回のニーズ調査等につきましては、65歳以上高齢者の中から無作為抽出という形でおおよそ5,000人ほどの方を対象に調査を実施しているところでございまして、65歳以上人口のおおよそ4人に1人ぐらい、25%程度を対象として実施してございます。

今お話がありましたように、将来推計等をはじめ出す上では、そういった意味もございまして、あと地域の課題ですとか、高齢者の個別のニーズ、こういったものを的確に把握した上で、一人一人に寄り添った支援プランを作成していくということも非常に重要なことだと思っておりますので、そういう意味からは、全件を対象にするという調査の必要性等は十分に認識しているところでございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） ちょっと冒頭申し上げました和光市におきましては、この介護保険事業計画の実施期間であります3カ年の間に全対象者の調査を行い、個人カードを起用することで地域の課題分析を行い、次期の事業計画に反映をさせているということでありました。和光市は人口約8万人、面積が11.04キロ平方メートルと非常に当市と似通ったような自治体であります。

当市においてもこのような、例えば独居の高齢者ですとか、また要支援の方を優先しながら、今御答弁いただいた全件調査についてもしっかりと具体的な目標を定めて取り組んでいくべきであるというふうに考えておりますが、この点について再度伺いたいと思います。

- 福祉部長（吉沢寿子君） 今当市におきましては高齢者、65歳以上の方が約2万800人ぐらいいらっしゃいます。そのうち、全件調査を和光市さんのほうがされているというようなことでありますけれども、現状今当市におきましては、生活機能評価という形で基本チェックリストというものを要介護、要支援認定を受けている人以外の方に、約1万8,000人強の方にそれをお送りさせていただいております。全数1万8,000人の方全員からの御回答というわけではないんですが、1万8,000人のうち約1万6,000人弱の方からは御返送いただいております。その方たちの中でいわゆる生活機能がどうかというようなことの把握はできております。

ということで、それ以外のその他のもしニーズとかということでの調査を今後検討する場合には、そういった形のこの基本チェックリストなどの郵送時にそういったことも生かしていける可能性はあるかなというふうには考えております。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） この1万8,000人の基本チェックリストの送付また調査ということで、当市においても相当の御努力をいただいているかと思っております。

具体的なこの和光市の事例等を通しますと、やはり将来推計を正確に予測しながら、またサービス体制を整

えていくという意味では、全件調査が非常に有効、有益であるというような御報告をいただきました。ぜひ、先ほど御答弁いただきました基本チェックリストの調査とあわせて検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

続いて、地域包括ケアシステム構築のための取り組みということでお尋ねをしておりますけれども、この地域包括ケアシステムの構築については、壇上でも申し上げましたように、既に当市の介護保険事業計画の中にも明確に位置づけられているわけでありますけれども、中でも、この地域ケア会議がこのシステム構築に大きな役割を果たしていくものというふうと考えております。

そこで、先ほど市長のほうで御答弁いただいたような、当市におけるこの地域ケア会議は、具体的にどのような構成メンバーで、年にどれぐらいの頻度、回数で行われているのか、また具体的にどのような内容を議題にして会議が行われているのか、このあたりについての詳細な御説明をいただきたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 地域ケア会議についてでございます。

当市におきましては、地域ケア会議につきましては各高齢者ほっと支援センター、こちらが主体となって開催をしておりますが、開催時期等につきましては、各地域ごとの個別ケースが発生した段階で必要に応じ随時開催ということになってございます。

また会議の参加者ということでございますが、こちらにつきましては各高齢者ほっと支援センター開催の都度に参加者を決定しているところでございますが、実際には個別事例、個別ケース、それにかかわりのあるできるだけ多くの関係機関、多職種の方に参加依頼を行っております。市職員、ケアマネジャー、介護保険事業者、自治会、民生委員、また見守り・声かけ協力員等、それから対象者の御家族の方等にも参加していただくような形で行っているところでございます。

開催回数でございますが、ちなみに平成25年度につきましては6回開催をしているところでございます。

具体的内容ということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、その都度ごとの個別のケース、そういったケースについての検討という形になってきているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 現在の地域包括支援センター、高齢者ほっと支援センターでこの地域ケア会議が行われているということでございますが、市内には3カ所ほっと支援センターがあるわけですが、それぞれのほっと支援センターで今御答弁いただいたような頻度、状況での会議が行われているということによろしいのか、再度確認させていただきたいと思っております。

○福祉部参事（広沢光政君） 平成25年度、昨年度におきましてそういう形で実施をしております。今後は、どういたしますか、その前には、市のほうが中心になって行っているという時期もございました。その後25年度は、今お話ししましたとおり各ほっと支援センターで行っておりますが、今後その各支援センターで出た例えば共通の課題とか、そういったものを持ち上げるような形で、市が主催する、市が関与する形でのケア会議というものが開催されるようになるということで考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私が伺ったこの和光市の例で大変に参考になりましたのは、やはりこの地域ケア会議こそ、市としても具体的な地域ニーズを把握するために最重要の取り組みであるという認識で市としても取り組みをされてるというお話を伺いました。

また先ほど当市においても取り組まれているということでありましたけれども、できるだけ個別の事例をこ

の会議の中で取り上げて、その個別事例をどのように解決をしていくのか、していくべきかを関係者で議論することで地域に不足している資源やサービスなどの課題が明らかになるということがあり、また特にこの支援困難事例への対応をチームで複合的に検討する中で、多職種による連携が図れるとともに、経験の浅いケアマネジャーの育成の場にもなっているということでありました。

特にこの和光市においては、このケアマネさんの力量アップというか、そういう場にも活用をしていく、このような認識で会議を行っているということでありましたけれども、このような取り組みについて、本市においてはどのように認識をされていらっしゃるのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今、和光市のほうの地域ケア会議につきましていろいろと御提示いただきました。私どものほうとしましても、そもそもの地域ケア会議が担うべき機能というものが、今和光市さんが実践しているものが全て網羅されているというふうには認識してございます。

そういう意味からは、当然、本市のほうもその機能を担うべく現在も地域ケア会議を実行してるところでございますけれども、それが完全に網羅されているかという点、まだなかなかそこまでいっていない部分もあるかもしれません。そういう意味では、今後それを目指した中で改善または運営のレベルアップを図ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） またもう一つお尋ねしたいのが、本市においてこの地域ケア会議を行っていく、運営をしていく中で、保険者としての市の具体的な目標として、この自立支援型ケアマネジメントと言われるものを進めていくことが重要ではないかというふうに考えております。

介護保険法に定められた高齢者の自立支援のためのサービス利用の考え方というものを徹底をしていくとともに、真に自立した日常生活を送るための機能改善を図るためにはどのような支援が必要かを個別具体的に検討する場として、この地域ケア会議を活用すべきであると考えておりますけれども、この点についての御認識はいかがでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 地域ケア会議におきましては、本人が希望する支援ということだけでなく、今お話にありましたとおり、自立して健康に在宅での生活が送れるように高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援を行っていくということが必要でありますし、またそういう問題意識を持って地域ケア会議に臨んでいくというようなことが求められると。

市としましては、保険者の立場からそういった地域ケア会議にも積極的にかかわりを持って、介護予防事業の整備にも取り組んでいく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今市のほうの御認識についても御答弁いただきましたけれども、当然この市としてもその自立支援型というものについての目標という点認識をやはり持つ必要もあるかと思っておりますし、また介護サービスを利用する市民の側も、当然この要支援、要介護、またそれ以前の場合においても必要なサービスが受けられることは当然のことですけれども、例えばよく言われるように、介護認定において介護度が悪化したほうがたくさんサービスを受けられるというような意識からこの介護度が改善し、より自立した生活が送れることが喜びとなるような、市民の側の、また介護保険を利用する側の意識の転換もやはり求められているのではないかなというふうに受けとめております。

そのためには、やはり市としてどのような認識を持ってこのケアマネジメントを進めていくのか、市のほう

の意識も大事ではないかと考えておりますけれども、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、やはり高齢者の皆様に必要な介護については当然介護認定等を受けていただいて提供させていただくということでございますけれども、やはり自立して住みなれたところで生き生きと自分らしく生活していただくために何が重要かというようなことは、そういった考え方などについては、従前からホームページ等でも少しずつそういった情報提供などもさせていただいておりますけれども、ふだんの、例えば高齢者ほっと支援センターの職員が訪問したり、ケアマネジャーが訪問したりするとき、ホームヘルパーが行ったりするとき含め、そういったいろいろな自立、自分でやれるところはやったりすると、そういったところも含めた考え方をきちんと面接と訪問の中でもお話ししていただくよということ、これまでずっと取り組んでまいりましたので、今後につきましても、そういった事業者の連絡会などでも改めてそういった市の考え方なども伝えていながら、さらに高齢者の方が生き生きと自分らしく暮らしていただけるような地域づくりに向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 市のほうの考え方については明確に御答弁をいただきましたので、やはりこの、繰り返しになりますけれども、必要な介護サービスを受けることは当然でありますけれども、やはり機能改善、介護度が改善をされることが本来のこの介護予防の目的でもあり、またこの介護保険制度の目指すところではないかなというふうに受けとめておりますので、この機能改善が利用者の喜びとなるような目標を持ちながら、ぜひ事業展開を進めていただければというふうに考えております。

続いて、認知症初期支援チームの整備についてでありますけれども、市のほうとしても現状で導入を検討して、相談窓口を含めた導入を検討していくということでありましたけれども、この認知症高齢者に対する早期支援というのが今も、またこれからも重要な課題であるというふうに思っておりますが、現状でどのような対策を検討されていらっしゃるのか再度伺いたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 先ほど市長の答弁のほうからもございましたように、認知症初期集中支援チーム、こちらにつきましては国の制度でございますが、内容を同じくしたものとしまして、東京都のほうで認知症アウトリーチチームという制度がございます。

一応、認知症初期集中支援チーム、国の制度のほうにつきましては、これはどちらも専門医、専門の医療機関との提携が必要になってくるわけでございますが、国の支援チームにつきましては、各保険者、区市町村が医療機関等と契約を締結していくという必要がございます。

これに対しまして、都の認知症アウトリーチチームにつきましては、都が設置主体となりまして、認知症疾患医療センター等と契約を行い、それを各保険者が利用していく、活用していくというような制度でございます。

そんなことで、どちらの制度がより市のほうに合っているのか、導入の関係も含めまして、今現在検討をしているというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 続いて、生活支援コーディネーターの配置でありますけれども、今御答弁いただいたこの認知症の対応、国のほうでは初期集中支援チームと呼んでおりますけれども、この生活支援コーディネーターの配置もあわせて、今回予定されております制度改正において地域包括支援センターで行う包括的支援事業の充実策の一つというふうに位置づけられていると伺っております。

東京都のアウトリーチチームを活用する方向でということをごさいましたけれども、この生活支援コーディネーターの配置についても、あわせてこの第6期の中で体制整備に取り組んでいかれる方向で努力していただくということで再度確認をさせていただきたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 生活支援コーディネーターについてでございますが、これは冒頭でもお話ししました、例えば地域資源等の発掘、それから必要とされる方とのマッチング、そういった意味で非常に重要な制度だというふうに認識してございます。これからますますその必要性というのは高まるというふうに考えておりますので、そういった意味からも、また今後互助の役割と申しますか、それも強化してくるということになりますので、ぜひこの生活支援コーディネーターについては配置できるような形で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、続いてこの項目の最後になりますけれども、介護サービスを担うNPOやボランティア等の人材育成、発掘についてでありますけれども、当市が行っております介護支援いきいき活動事業ですとか、またふれあいなごやかサロン活動、また介護予防リーダーによる自主グループの活動等、既に当市においてさまざまなこの人材育成、また発掘の努力をさせていただいてるわけですが、これらの現状の活動状況についてはどのようになっておりますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） まず介護予防リーダーでございますが、現在3期まで終了させていただいておまして、71名の方が活動を実施しているところでございます。これらの方につきましても、いわゆる自主グループとして、体操の自主グループ、今現在市内で18カ所になりました。そういったところでの活動を行っていただいているほかに、市のほうで実施しております二次予防事業修了者の受け皿としての機能も果たしていただいているということで、いろいろな広範囲に活動をしていただいているところでございます。

それから、いきいき活動の関係でございますが、平成25年度の実績ですと登録者数が99名おります。それで実際に活動されている方というのが84名でございます。今受け入れをしていただいている施設につきましては全部で18施設というような状況でございます。

それから、社会福祉協議会のほうのサロンの関係でございますが、こちらサロンにつきましては今現在市内に23カ所設置されているというような状況でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 当市においてもさまざまな御努力をさせていただいているわけですが、やはり特にこれからのこの介護を現場で支えていただく人材を広げて、裾野を広げていくという意味では、当市において既に介護支援ボランティア活動としてこの介護支援いきいき活動事業を推進していただいているわけでありませけれども、やはりこの事業をさらに幅広く進めていく必要があるのではないかとというふうに考えております。

先ほど御答弁いただきましたように、現在施設での登録と活動ということで御答弁いただきましたけれども、例えば、これまでも一般質問で取り上げられてきましたけれども、先ほど御答弁いただいたようなサロン活動ですとか、また介護予防リーダーによる自主グループの活動等についてもこの介護支援いきいき活動事業、介護支援ボランティア事業活動と同様に、何らかの形でポイント付与をしていくようなところまで広げていく必要があるのではないかと、またそのほかにもさまざまなサロン活動や見守り・声かけ等の活動も行われてるというふうに認識しておりますので、この介護支援いきいき活動事業の裾野をまず広げていくということがこれからの人材を育成、また発掘していく上で大きな鍵になるのではないかとというふうに考えておりますけれども、

この点についての現状認識についてお尋ねいたします。

○福祉部参事（広沢光政君） 今いろいろとお話を伺いました。今回の目玉っていうか、先ほどの柱の一つの中に地域支援事業への移行、これは新総合事業というふうにうたわれておりますが、その中に生活支援サービスも当然含まれていると。やはりそれは今議員おっしゃいましたように、地域の特性に応じた多種多様な主体によるいろいろなサービスが提供できるようにということが目的の一つになっております。

そういった意味からしますと、既存の介護事業者さんの場合はもちろんでございますが、いろいろなそういったボランティアを初め、NPOも初め、そういった方々にさまざまなサービスを提供していただかなければいけないというふうには考えているところでございます。

そういう意味からしますと、今言いたいいきいき活動、ボランティア制度として、今登録制度として実施してるわけでございますが、その裾野、いわゆる種類といいますか、そういったものをますます広げていくという、それを一つのステップとして独立していくというような形も構図としては見えてくるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今回の制度改正、またそれが目指すところにつきましては、この地域で支え合う互助というものについてもやはり広げていかなければいけない、そういう状況認識もあるかというふうに受けとめております。

そういう中で、当然この介護保険制度の中だけで考えていては、この人材の裾野が広がっていかないということもありますので、それをどう広げていくのか、このあたりについてぜひ知恵を絞っていただき、検討を進めていただきたいというふうに考えております。

私の地元の第一光ヶ丘自治会におきましては、毎週1回、介護予防リーダーによる自主グループの活動が行われております。大変に好評であるというふうに伺っております。また昨年からは自治会の活動として月1回、自治会内の公園でオープンカフェという名称で、高齢者が集まってお茶を飲んだりゲームを楽しんだりするような場を自治会独自の事業として提供が進んでいるようなこともございます。

このような市民の自主的な取り組みをやはり市のほうも十分につかみながら、また地域に応じたそのような高齢者の交流の場も広げていく、そういう中で人材の裾野を広げていくということも必要ではないかというふうに考えております。

あともう一点、どうしてもこの当市が他市に比べて見劣りをするというふうに考えておりますのが、NPOの活動の定着ということがなかなか当市においては見えてこないのかなというふうに考えておりますけれども、この点についての現状認識についてお尋ねをいたします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今中間議員がおっしゃっているNPOの活動がなかなか見えないというところでございますが、現在のところ、市内には34のNPOが登録をしてるというところでございまして、その中にこの事業を担えることを活動分野としている団体は福祉関係で20団体ということでございますけれども、今回のこの制度改正が住民参加型の地域づくりに転換するチャンスであるというようなことも言われておりますので、NPOがまちづくりを行うパートナーとしての力をつけてもらうためにどのように我々のほうも協力できるかというところは研究してみたいなと思っておりますのでございます。

先ほどいただいた第一光ヶ丘のオープンカフェのお話につきましては、先月の自治会長会議で第一光ヶ丘の自治会長さんが事例発表者ということで各自治会に事例発表していただいたというような経緯がございまして、

今後につきまして見学等はウェルカムだというようなお話もいただいたところですので、担当課のほうでもこれから伺おうかなと思ってるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） では、この地域包括ケアシステムの構築についての最後の質問となりますけれども、これまで、本来的にはこの医療と介護の連携ということも大きな課題であるかと思えますけれども、今回は他の質問項目との関係もありまして通告をしておりますので、この点についてはお尋ねをいたしませんけれども、いずれにいたしましても、次年度からスタートする第6期の計画は、2025年を見通した中長期的なサービス給付また計画の策定が求められているというふうに受けとめております。

この第6期の計画策定またそれに向けて、その中でこの当市にふさわしい地域包括ケアシステムの構築を進めていく決意またお考えのほどをこの項目の最後、伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員のほうからお話ありましたように、これから策定いたします第6期の介護保険事業計画につきましては、2025年という大きなターニングポイントに向けて非常に重要な3年間になるということで私どもも十分にその重要性を認識しております。

ただ、先ほど来議員からもお話出ておりますけれども、現在法案が参議院のほうで審議しているところがございますので、法案が決定されれば7月にそのガイドラインが出てくるということがございますので、私どもの立場ですと、やはりどうしても7月のガイドラインというものを確認してからでないとなかなか動けないという状況もございますことから、そのガイドラインが出されるのを待ちまして、それを確認しながら、今後さまざまな団体等との話し合いも含めて、アンケート等もしかしたらとらせていただくことも少し考えておりますけれども、そういったことも念頭に入れながらしっかりと第6期の計画をつくってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

---

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時53分 延会